

令和八年六月二十五日（木曜日）午前十時零分 開会

出席委員（四十名）

石	川		渉	委員
佐	藤		寿	委員
齋	藤	俊一	郎	委員
橋	本	彩	子	委員
松	井		愛	委員
石	川	正	志	委員
小	松	正	和	委員
阿	部	恭	平	委員
鈴	木		学	委員
伊	藤	香	織	委員
関			徹	委員
江	口	暢	子	委員
阿	部	ひと	み	委員
梅	津	庸	成	委員
石	塚		慶	委員
高	橋	弓	嗣	委員
佐	藤	文	一	委員
相	田	日出	夫	委員
佐	藤	正	胤	委員
相	田	光	照	委員
遠	藤	和	典	委員
菊	池	文	昭	委員
今	野	美奈	子	委員
高	橋		淳	委員
青	木	彰	榮	委員
梶	原	宗	明	委員
五十	嵐	智	洋	委員
能	登	淳	一	委員
矢	吹	榮	修	委員
小	松	伸	也	委員
吉	村	和	武	委員
高	橋	啓	介	委員
木	村	忠	三	委員
加	賀	正	和	委員
森	谷	仙一	郎	委員
楳	津	博	士	委員
奥	山	誠	治	委員
伊	藤	重	成	委員
船	山	現	人	委員
森	田		廣	委員
欠				員（一名）

説明のため出席した者

知事	吉	村	美栄子	君
副知事	高	橋	徹	君
副知事	折	原	英人	君
企業管理者	松	澤	勝志	君

病院事業管理者	阿 彦 忠 之 君
総務部長	小 中 章 雄 君
みらい企画創造部長	沖 本 佳 祐 君
防災くらし安心部長	庄 司 雅 人 君
環境エネルギー部長	相 田 健 一 君
しあわせ子育て応援部長	齋 藤 恵美子 君
健康福祉部長	城戸口 一 子 君
産業労働部長	遠 藤 和 之 君
観光文化スポーツ部長	黒 田 あゆ美 君
農林水産部長	高 橋 和 博 君
県土整備部長	永 尾 慎一郎 君
会計管理者	大 瀧 亜 樹 君
財政課長	安孫子 幸 一 君
教育長	須 貝 英 彦 君
警察本部長	水 庭 誠一郎 君
代表監査委員	柴 田 優 君
人事委員会事務局長	金 丸 利 博 君
労働委員会事務局長	高 橋 礼 二 君

午前 十時 零分 開 会

○五十嵐委員長 ただいまより予算特別委員会を開会いたします。

県予算の総合的な審査並びに県財政及び県政課題についての調査審議を行います。

直ちに質疑質問に入ります。

この場合、申し上げます。佐藤正胤委員より画像資料の使用の申出があり、これを許可しましたので御了承願います。

佐藤正胤委員。

○佐藤（正）委員 おはようございます。自由民主党の佐藤正胤です。

二月定例会の一般質問に続きまして、今定例会におきましても予算特別委員会での質問の機会をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。

さて、中東情勢の不安定化によって、日本国内のあらゆる産業に影響が出ております。もちろんこの影響は、県民生活にも色濃く出ている状況にあります。県民生活の安定と経済活動の安定化を図るため、今定例会においてもその対応の補正予算案が上程されておりますので、しっかりと審議をさせていただきたいと思っております。

予算特別委員会は時間が読めないところがございますので、早速質問をさせていただきます。

初めに、吉村知事に質問いたします。

昨年の六月定例会予算特別委員会においても、人口減少対策について知事に質問をさせていただきました。それから一年が経過しました。先月公表された令和七年国勢調査人口速報集計では、令和七年十月一日現在の本県人口は九十九万三千二百二十七人で、令和二年の前回調査と比較すると七%の減少となっております。

この人口減少については全国的な傾向であり、進行する少子高齢化の状況から、今後もしばらく人口減少が続くものと見込まれるとの分析がなされています。

国や県、市町村においても、人口減少対策として出生率の底上げや若い世代の生活基盤の強化、地域社会の持続性保持などに向け、様々な施策を展開しているわけであります。山形県では、子育て支援、若者の定着・回帰、移住促進など人口減少のスピードを抑える「抑制策」と、DXによる生活の利便性向上、外国人材の活用など、人口減少が続く中にあっても暮らしの質と地域の活力の維持・向上を図る「対応策」の両面から多くの施策を展開していると認識しています。しかしながら、人口減少には歯止めがかかっていないのが現状であります。

人口減少の問題、また、それに付随する様々な課題は、一朝一夕に解決できるものではないということも、私は十分に理解しておりますが、吉村知事は、この人口減少の課題についても、「危機感を持ちながらも、決してマイナス思考に陥らないことが大切」、さらに「こうした状況だからこそ、後ろ向きにならず前を向いて、本県の強みを最大限に生かすことが大切だ」とおっしゃっております。

こうした知事のお考え、マインド、これは確かに大切なことだと思いますが、人口減少は、あらゆる産業での

人手不足や公共インフラの維持管理、コミュニティ組織の維持、文化の継承等々、様々、我々の生活に深刻な影響を及ぼしております。もっともっと危機感を持った対応が必要な状況にあると考えます。今すぐにでも山形県の人口減少抑制策と対応策を加速化、グレードアップさせていくことができれば、どんどん人口が減少して、県民の暮らしの質を維持できない社会があつという間に訪れます。地域社会の存続も危うくなる可能性さえあるわけであり

ます。私自身も人口減少には大きな危機感を持ちながらも、その大きな変化を「衰退」とは捉えず、様々な仕組みの再構築のタイミングであると捉え、逆に人口減少をきっかけに県全体をアップデートすることが必要であると感じています。山形の未来に悲観するのではなく、再構築のチャンスが来たと捉えたいものであります。

しかしながら、現実を見れば、依然として県全体の人口減少に歯止めがかかっていない状況にあります。こうした人口減少の課題を県民から自分事として捉えてもらい、若者・子育て世代や企業、地域団体など多様な立場の声を政策に反映するための取組として、昨年度に引き続き、「やまがた未来共創会議」や「『県民まんなか』みらい共創カフェ」を実施すると伺っております。

さらに今年度は、人口減少に関する課題や対策を共有するため、地元市町村長と知事との意見交換会を実施することですが、こうした取組が具体的な政策形成にどのように結びつくのかが、県民にはなかなか見えにくい状況にあると思います。

人口減少対策は、本県のみならず我が国全体が直面している喫緊の課題であります。その上で、県と市町村が連携を深めながら人口減少対策への取組を行っていくことが重要であると考えておりますが、この意見交換会の狙いについて吉村知事にお伺いいたします。

○五十嵐委員長 吉村知事。

○吉村知事 おはようございます。お答えいたします。

人口減少対策につきましては、県民生活や地域社会、地域経済にもたらす様々な変化を受け止めて、むしろ好機として変えていけるよう、前向きにオール山形で取り組んでいくことが重要であると考えております。

これまでも、総合的な少子化対策や若者の定着・回帰の促進などをはじめとする人口減少のスピード緩和に取り組むとともに、女性や高齢者などの多様な人材の活躍促進、また、産業分野における生産性の向上、関係人口の創出・拡大など、地域社会や産業の活力の維持・向上につながる取組を進めてまいりました。

昨年度からは、各界の皆様さらに自分事として捉えて取り組んでいただけるよう、行政、産業界、教育分野をはじめ各界の方々が一堂に会する「やまがた未来共創会議」を開催し、明るい山形の未来を共に創っていくための意見交換を実施したところであります。

共創会議での意見交換を通して、各界がそれぞれの課題に即した主体的な取組を加速するとともに、経済団体と教育機関が連携した取組のように分野を越えた連携・協働の動きも見られており、人口減少対策の裾野が広がってきていると受け止めているところであります。

あわせて、様々な年齢層の県民の皆様と私が、人口減少に伴う変化や課題等について直接語り合う場として、「『県民まんなか』みらい共創カフェ」を開催しております。参加者の皆様に人口減少を自分事として考えていただくきっかけづくりにもなっていると捉えております。

共創会議での協議や共創カフェで寄せられた御意見は、仕事や職場環境、子育てや教育、地域コミュニティなど多岐にわたっておりまして、特に進学や就職の年代に当たる若者の社会減に関して多くの御意見があったところであります。

社会減を詳しく見てみますと、県内の市町村の多くが転出超過となっている状況にあります。先日公表された令和七年国勢調査の人口速報集計では、県内の全ての市町村で人口が減少しております。市町村の合計が県の数値となるものでありますから、もちろん県全体も減少しておりますし、その幅が拡大しているという厳しい状況が示されました。

三十五市町村から成る、県全体としての人口減少対策をさらに進めていくためには、地域の実情に応じた対策を住民に最も身近な場所で実施している市町村と、これまで以上に一緒になって取り組んでいくことが重要であると考えております。

このような観点から、今年度は、共創会議、共創カフェに加え、県内地域ごとにフォーラム形式の意見交換会を新たに開催することといたしました。意見交換会では、地元の市町村長の皆様と私が意見交換を行う中で、お互いの取組状況や全国の好事例などを紹介しながら、地域住民の方々も含めて地域活性化に向けての課題を共有してまいりたいと考えております。

県としましては、こうした意見交換を通して市町村と県の連携をさらに深めながら、市町村の取組を後押ししていくとともに、意見交換会の内容を共創会議メンバーとも共有し、様々な主体による地域での取組の拡大につなげてま

いりたいと考えております。

これらの取組を着実に推進しながら、県民、各界や市町村の皆様と共に、地域の持続的な発展とウェルビーイングの向上を目指して挑戦を続けてまいります。

○五十嵐委員長 佐藤委員。

○佐藤（正）委員 これまでの人口減少対策の重点的な取組を継続することも大切ですが、従来の施策の延長線上の取組だけでは、人口減少の抑制や社会構造の変化には到底追いつけない状況にあるものと考えます。人口減少が生活にどのように影響するのかを分かりやすく発信することや、地域の未来と一緒に考える、地域に愛着や誇りを持つためには積極的な情報発信が必要ですし、また、市町村との意見交換会によって出された課題については、実効性のある施策展開につながるような工夫が必要だと考えます。県として市町村の実情に応じた支援や伴走体制を強化して、山形県全体としての人口減少対策の総合力を高めていくことが必要だと考えます。

山形県民が、山形県に生まれてよかった、今後も住み続けたいという気持ちを持って、この地域をもっとよくしたいという山形への愛着や誇り、いわゆるシビックプライドを持つことができれば、一旦、東京などの都市圏へ出た若者たちも、将来は地元に戻りたい、何らかの形で地元に貢献したいと考えるようになるのではないのでしょうか。

我々議員も、地域の声を政策に反映できるように努力してまいりますので、国、県、市町村が協力して、県民総ぐるみで人口減少対策につながる政策展開ができますよう努力してまいりましょう。

知事、ありがとうございました。

次の質問に移ります。

次に、新たな地域医療構想の策定に向けた課題認識と対応方向について伺います。

この質問は、一般質問において石塚議員からも同じ質問がなされておりますが、地域にとって大きな課題でありますことから、あえて重ねての質問とさせていただきます。御答弁よろしく願いいたします。

現在の山形県地域医療構想については、二〇二五年の必要病床数九千二百六十七床に対し、二〇二四年の県内病床数は一万五百十五床となり、県では全体として地域医療構想の進捗が認められるという判断をしていますが、病床数の適正化に重点が置かれているということは、地域の医療提供体制全体の議論とまでなっているとは言えず、将来どのような医療提供体制を構築すべきかという本質的な議論も十分に深まっていないのではないかと感じています。

また、少子高齢化や生産年齢人口の減少が急速に進む中で、医療需要の変化や医療資源の偏在、医師をはじめとする医療人材の不足などが大きな課題となっており、構想と現実との間に乖離が生じているのが実情ではないのでしょうか。

新たな地域医療構想の策定に向け、政府から今後ガイドラインが示されるものと承知しておりますが、これまでの政府の検討経過を見ますと、人口規模を踏まえた構想区域の設定や、医療機関機能の考え方などが示されているものの、地方においてはそのような指標だけでは実態を十分に反映できないケースがあります。例えば、鶴岡市は市として東北地方で最も広い面積を有しており、人口密度の高い都市部とは全く異なる課題を抱えています。

このように、都市部と地方ではその環境にも大きな差異があり、地理的条件や生活圏の特性を踏まえなければ、本場に必要の医療提供体制の構築にはつながらないと考えます。

したがって、新たな地域医療構想の策定に当たっては、地域ごとに人口構造も地理的条件も医療資源も異なる状況を踏まえ、人口に応じて病床数を一律に削減したり、人口二十万人から三十万人の単位で急性期拠点機能の一つ確保すれば地域医療が存続可能になるといった画一的な考え方ではなく、地域ごとの実情やニーズを的確に把握して、それらに応じた医療提供体制を構築することが必要であると思います。

さらに、地域医療の持続可能性を確保するためには、医療提供体制そのものの議論に加え、それを支える人材確保や経営環境への対応も避けて通ることはできません。また、中長期的な視点での医療提供体制の確保策に加え、物価高騰などの影響により医療提供の継続が厳しさを増しているといった足元の課題にも対応する必要があります。

県では新たな地域医療構想を策定しようとする中で、こうした地方の実情についてどのような課題認識を持って今後対応する考えであるのか、医療提供体制を支える人材確保や経営環境への対応も含めて健康福祉部長にお伺いいたします。

○五十嵐委員長 城戸口健康福祉部長。

○城戸口健康福祉部長 新たな地域医療構想の策定に向けた課題認識と対応についてお答え申し上げます。

新たな地域医療構想が見据える二〇四〇年頃を見通しますと、いわゆる団塊ジュニア世代が六十五歳以上となり、都市部を中心に医療需要の増加が見込まれる一方、生産年齢人口の減少に伴い、医療人材の確保が一層困難になると見込まれます。将来にわたり県民が良質な医療を受けられる体制を維持するためにも、効率的で持続可能な医療提供体制の在り方を早急に検討する必要があると考えております。

特に、良質な医療の提供には、各診療領域において十分な知識・経験を有する専門医の育成が不可欠であり、医療

需要の減少が見込まれる地域においては、基幹病院を中心に高度な外科手術や症例を一定数確保する必要があることから、機能の連携・再編・集約化の議論を深めていくことが重要であると認識しております。

一方で、本県は住民が広範囲に分散して居住しており、都市部と同じ人口当たりの医療資源を確保したとしても、医療機関へのアクセスや効率的な医療サービスの提供において課題があることから、委員御指摘のとおり、構想区域の設定や急性期拠点機能を担う医療機関の検討に当たっては、地理的条件など都市部とは違った視点で地域の実情を十分に考慮する必要があると考えております。

こうした地域特有の課題に対応するためには、医師や看護師をはじめとする医療人材の確保に継続的に取り組みながら、生産性の向上、さらには僻地でのオンライン診療を活用した外来・在宅医療の提供などに取り組むことが一層重要となっています。

このため、県では昨年度、医療機関に生産性向上・職場環境整備等支援補助金を交付し、ＩＣＴ機器の導入や賃金のベースアップを支援してまいりました。今年度も病院における業務効率化や職場環境改善をさらに加速させるため、必要な予算を本定例会に提案させていただいたところでございます。

また、足元では、燃料や資材価格の上昇等により、医療機関の経営環境がより厳しさを増していることから、物価高騰等の影響に機動的に対応するための予算を本定例会に提案させていただきました。今後も限られた医療資源の効率化や医療機関の経営の安定化を図り、地域の医療提供体制の維持・確保につなげてまいります。

県としましては、あるべき医療提供体制をしっかりと描けるよう、今後、政府が示すガイドラインを踏まえつつ、人口規模、医療資源、患者の流れやアクセス、医療機関の経営など多角的な観点から十分に検討していくとともに、地域の実情を丁寧に把握しながら、新たな地域医療構想の策定に取り組んでまいります。

○五十嵐委員長 佐藤委員。

○佐藤（正）委員 地域の医療・介護・福祉の関係者の皆様からお話を伺いますと、医師・看護師などの人手不足の問題も深刻であるわけですが、人口減少の状況に医療・介護・福祉の体制が追いついていないし、将来にわたって持続可能な医療・介護・福祉全体の仕組みをしっかりと構築しないと、現在のレベルの水準を保つのは困難であるという声をお聴きしているところでございます。

課題は、医療・介護・福祉のそれぞれで違いがあるわけでありますが、また、それぞれ地域によっても違いがあるわけであります。そうしたそれぞれの課題にマッチした施策を展開する必要があると思っていますので、単純に国のガイドラインに沿えばよいというものではなくて、さらに現場の声を聴いて地域の実情に合った構想になるようにお願いいたします。

部長、どうもありがとうございました。

次の質問に移ります。

次に、災害復旧工事、災害防止のためのインフラ整備についてお伺いいたします。

初めに、大規模災害の災害復旧について伺います。

まず、令和四年八月の置賜豪雨で被害を受けた道路、橋梁、河川など災害復旧の状況はどうなっているのか伺います。

また、令和六年七月の記録的豪雨で、特に庄内・最上地域を中心に甚大な浸水、河川氾濫、土砂災害等が発生しましたが、これらの復旧工事の一部で入札不調が発生しているなどと聞いております。どのように進んでいるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○五十嵐委員長 永尾県土整備部長。

○永尾県土整備部長 近年の災害の復旧工事の状況・現状についてお答え申し上げます。

近年、大雨による災害が激甚化・頻発化しており、被災した施設の原形復旧を行う災害復旧工事に加えまして、被害が特に甚大な場合には、河川の拡幅等を行い、流下能力を向上させる改良復旧にも取り組んでおります。

令和四年に置賜地域を中心に発生しました豪雨災害につきましては、百五十一か所の災害復旧工事全てと飯豊町の萩生川の改良復旧工事が昨年度末までに完了しております。残る同じ飯豊町の小白川の改良復旧工事につきましては、河川の付け替え工事が完了し、仮橋の撤去と旧河道の埋立てを今年度実施するのみとなっております。

また、令和六年の豪雨災害につきましては、六百二十五の災害復旧工事箇所に対し、五月末時点で工事の契約率は約九割、完了率は約四割となっております。特に大規模な浸水被害が起きた酒田市の荒瀬川では改良復旧に鋭意取り組んでおり、事業用地の取得にめどが立った箇所から、今年度より本格的な工事に着手する準備を進めております。

委員御指摘のとおり、これまで工事を発注する中で、一部では入札の不調が発生しております。建設業界から聞き取りを行いましたところ、その要因は技術者や作業員の不足などであることが明らかになりました。再度の入札により落札に至った工事もございますが、今後不足する技術者等を確保し工事の着手を加速化するために、地元の建設企業が被災地以外の建設企業と共同する「復旧・復興建設工事共同企業体」、いわゆる復旧・復興JVの制度の活用

つきまして、建設業協会を通じ各地域の建設企業に周知を図っております。

加えまして、請負者が計画的に技術者等を配置できるように、工事の着手時期を請負者の裁量で柔軟に設定できる余裕期間制度を適用した工事発注も行っております。

県としましては、一日も早い被災地の復旧復興に向けまして、工事の円滑な進捗が図られるよう引き続き取り組んでまいります。

○五十嵐委員長 佐藤委員。

○佐藤（正）委員 JVを活用するなどして、それぞれの復旧工事が工夫をしながら鋭意進められているということは理解いたしました。課題のある工事もあると思いますけれども、被災された方々は一日も早い復旧・復興を望んでいるわけでありますので、できるだけ早く工事が完成するように、県としてもさらなる努力を重ねていただくことをお願いいたします。

さて、令和六年の大雨災害では、鶴岡市においても相当の被害が発生しました。特に京田川の沿川では農地の浸水や住宅への浸水などもあり、酒田市の大沢地区や戸沢村などの被害に比較すれば規模は小さいものの、そこに住まう方々にすれば大変大きな被害であったことは間違いないわけであります。他の地域の大規模災害に隠れてしまっておりますが、この京田川の沿川は、大雨が降るたびに浸水被害に悩まされてきた地域でございます。

映像を御覧ください。（画像を示す）

一枚目が、令和六年七月二十六日にドローンで撮影された京田川の被害状況であります。画像には地域名が入っていますが、一枚目は京田川の上流から全体、引きの画像で、この被害範囲は二キロ四方以上あると聞いております。二枚目が、一番被害の大きかった三和地区の京田橋上空からの画像であります。三枚目は、さらに上流部からの画像となります。

地元の人に聞くと、「前よりはだいぶよくなったんだ」と言いますけれども、それでも大雨が降ると、このような状況になります。このときは、記録的な大雨により、川幅の狭い京田橋上流部において水があふれて、近隣に洪水被害を及ぼしたようであります。家屋への浸水、米・大豆・ネギ・花卉のハウスなど大規模な農業被害も発生しました。

画像資料の場所はちょうど鶴岡市と庄内町との境となりますが、本当にこの地域は何度も洪水被害・浸水被害に遭ってきた地域であります。ここに住む方々は、大雨のたびに不安な時間を過ごしていることとなります。

資料の画像にあるように、大雨が降るたびに京田川流域では本当に浸水に悩まされてきたんですが、これを何とかしなければならぬという思いで、地元には京田川改修促進期成同盟会が設置されています。この同盟会からは、国土交通省東北地方整備局や酒田河川工事事務所、山形県などの関係機関に対して、これまでも何度も河川改修や河川整備の要望を行ってまいりました。

実は先日、鶴岡市の担当者や地元の皆様と五時間かけまして、日本海の河口から被害の大きい京田橋上流まで現地を踏査させていただきました。京田川の河川の改修については、県においても護岸整備や河床のしゅんせつ、支障木の撤去などを実施していただきまして、安全な川づくりを行っていただいております。感謝いたします。しかしながら、河川は危険箇所、氾濫箇所の一部を改善しただけでは根本的な課題の解決が図られないのが実情であります。

河川改修には多額の費用がかかり、困難を極めることは十分承知しておりますが、昨今の異常気象による局地的豪雨などから住民の命と財産を守るためには、国、県が連携して、根本的な課題解決のため河川改修を早急に行う必要があると考えます。

県では、京田川の洪水被害をどのように認識し、その流域の大雨被害・洪水被害防止についてどのように具体的な対策・対応を検討しているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○五十嵐委員長 永尾県土整備部長。

○永尾県土整備部長 京田川の河川改修についてお答え申し上げます。

京田川は月山を源流とし、鶴岡市と庄内町の間を流下しながら、酒田市宮野浦地内で最上川に合流する一級河川であり、本県の穀倉地帯である庄内平野を潤す一方で、沿川の地域に度々洪水被害をもたらしてまいりました。このため、国土交通省及び県では、昭和の初めより河川改修事業に着手し、鶴岡市三和地内の国道三百四十五号、京田橋より下流側について、平成十七年度までに改修が完了している状況でございます。

このような中、令和六年七月の大雨では、京田川沿川の鶴岡市三和地区、庄内町千本杉地区等で浸水面積約百九十ヘクタール、床上浸水八戸、床下浸水六十七戸といった甚大な被害が発生いたしました。

この洪水被害は、河川の未改修区間である京田橋より上流側において川幅が狭く、流下能力が不足していることが原因と考えられ、県としましては河川改修の必要性を強く認識したところでございます。

その後、令和六年十一月に、国土交通省、県、市町村におきまして、「最上川下流・中流緊急治水対策プロジェクト」を策定いたしました。京田川につきましては、河川改修を実施するために必要となる河川整備計画の策定をプロジェクトの一つとして位置づけました。

現在、県では学識経験者の御意見をいただきながら、計画策定に向けた調査検討を進めているところであり、来月には洪水被害を軽減するための方策の案などにつきまして地元説明会を開催する予定でございます。

整備計画を策定する上では、何よりも地元住民の皆様との御理解・御協力が必要不可欠でございます。県としましては、鶴岡市や庄内町と連携しながら、地元住民の皆様との合意形成を図るとともに、河川改修に向けた取組を着実に進めてまいります。

○五十嵐委員長 佐藤委員。

○佐藤（正）委員 ありがとうございます。

改修に当たっては、地元の意見を聴く、地元説明会をなさるとのことでしたので、皆さんから理解を得られるように十分な説明をお願いしたいと思います。

令和四年の豪雨災害、令和六年の豪雨災害、山形県では二年ごとに大きな災害が発生している状況にあります。今年は令和八年で二年のサイクルに入るわけでありまして、大きな災害が起こらなければいいと祈るばかりであります。朝の地震もびっくりしたわけですが、大雨、地震などの災害がないことを祈ります。

「備えあれば憂いなし」。災害の発生を防止して県民の命と財産を守るためにも、県内の河川整備をはじめ災害を防止するためのインフラ整備を進めていただきますようお願いを申し上げます。

次の質問に移ります。

河川は海につながっています。次は、海の質問に移りたいと思います。

近年、異常気象によって想定を超える大雨災害が発生するたびに、河川から港湾、漁港に大量の土砂や流木、カヤゴみなどが流れ込んでいる状況にあります。例えば鼠ヶ関港では船の出航にも支障が生じており、その都度、県と漁業者が連携して何とか大量の流木等処理している状況にあります。

こうした状況を踏まれば、港湾を管理している県がしっかりと事前対策として、漁船の係留場所に流木等が流れ込まないような対策を取ることも必要なのではないでしょうか。県として、鼠ヶ関港に流入する土砂や流木等についてどのように対応していくのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○五十嵐委員長 永尾県土整備部長。

○永尾県土整備部長 鼠ヶ関港の管理についてお答え申し上げます。

鼠ヶ関港は、鼠ヶ関川の河口に位置していることから、特に大雨が降った際などに、河川から土砂や流木、カヤゴみなどが流れ込んでくる状況にございます。また、港の周囲が防波堤や小島に囲まれた地形であることから、流木等が港の外に流れ出にくいという形状の特性もあり、風向きによっては漁船の係留場所まで流木等が流れ込み、漁に出られないなどの御不便をおかけしている状況にございます。

こうした状況が生じた場合、県では、漁業者の皆様から集積などの御協力をいただきながら、流木やカヤゴみ等の処理を速やかに行ってまいりました。このような対応状況の中で、県漁協から、漁船の係留場所まで流木等が流れ込まないような対策を講じることができないか、御相談いただいたところでございます。

これを受けまして、県では、鼠ヶ関川の河口付近からオイルフェンスを設置することにより流木等の流れを変え、漁船の係留場所から離れたところに集積させ、効率的に収集・処分する試験的な取組を今年度を実施したいと考えておりまして、あわせて漁業者の皆様からの御意見を伺いながら、その効果についても検証してまいりたいと考えております。

また、堆積する土砂につきましては、港湾を利用する皆様からも御意見をいただいているところであり、引き続き堆積状況を踏まえ、適切にしゅんせつを実施してまいります。

今後も、港湾管理者として、漁業者をはじめ港湾を利用される関係者の皆様と連携を図りながら、良好な維持管理に努めてまいります。

○五十嵐委員長 佐藤委員。

○佐藤（正）委員 オイルフェンスを試験的に設置するという御答弁をいただきました。現場の意見を聴いての当局の迅速な対応に感謝を申し上げますし、今後も関係機関と調整を重ねていただくようお願いいたします。次の質問に移りたいと思います。

永尾部長、ありがとうございました。

さて、漁業振興については、これまでも何度も様々な視点から質問をしてまいりました。担当の方からは「しつこいぞ」と言われるぐらいかもしれませんが、さらに今回の一般質問でも石塚議員が漁業振興について質問をしているわけがあります。さらに厳しくなる漁業環境の中、山形県の漁業を守り継続していくためには、あらゆる角度からの検討と支援が必要であると考えております。

県でも既に様々な支援策を行っていただいていることも承知しておりますが、この質問もあえて一般質問と重ねての質問とさせていただいております。これは言わば鶴岡選出自民党議員のチームワークということでございますので、

御理解の上、御答弁よろしくお願い申し上げます。

不安定な中東情勢の影響によりまして燃料価格が高止まりして、加えて漁具類も軒並み高騰しています。こうしたコスト増は漁業者の経営を直撃しており、「船を出すたびに赤字になる」といった切実な声が上がっています。もちろん、コスト高騰は水産業に限らず、あらゆる産業が直面している課題であるわけです。厳しいのは漁業だけではないという指摘もあるかもしれませんが、漁業は価格転嫁が極めて難しい産業構造にあり、コスト増をそのまま販売価格に反映できないという特有の事情があります。さらに、水産業では担い手不足が深刻化しており、乗組員の確保にも大きな困難を抱えています。

これまでも、物価高騰対策として漁業者に対して様々な支援を行っていただいているところですが、中東情勢の不安定化に伴う燃油価格のさらなる上昇など、状況は一段と厳しさを増しています。

こうした中、漁業者が操業を継続できるよう支援が必要であると考えますが、県としてどのように認識し、どのような対応を検討しているのか、農林水産部長にお伺いいたします。

○五十嵐委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 それでは、お答えしたいと思います。

これまで県では、燃油をはじめ魚箱や氷、漁網やロープなどの漁業用資材の高騰を踏まえ、漁業者が経営を続けられるよう支援を行ってきたところでありますが、イラン情勢の緊迫化に伴う燃油高騰が続き、依然として厳しい経営状況が続いていると認識しております。

私も先日、鶴岡市の鼠ヶ関で漁業者と意見交換を行い、経営の厳しい状況や必要な支援等について直接お話をお聴きしてまいりました。燃油や漁業用資材の高騰が続く中で漁業を続けるためには、まずは現在実施しております物価高騰分の漁業者負担を軽減する緊急的な支援を継続する必要があると考えておりまして、今定例会に補正予算を提案しているところであります。

経営安定化を図るためには、こうした緊急的な支援に加え、経営基盤を抜本的に強化する必要があり、操業コストの削減や漁獲量の増大、漁獲物の価格向上に向けた取組が重要になると考えております。

操業コストの削減に向けては、今年度、新たに漁船の装備や機材の高性能化を支援する制度を設け、燃費向上や燃料費の削減につながる取組を後押ししてまいります。

また、漁獲量の増大に向けては、ヒラメやアワビの種苗放流による栽培漁業や、クロマグロやズワイガニの漁獲規制による資源管理、岩ガキやズワイガニの増殖場の整備などに取り組み、水産資源の維持増大を図ってまいります。

また、漁獲物の価格向上に向けましては、ズワイガニやイカ類の蓄養による活魚出荷や、船の上での急速冷却によるクロマグロの鮮度向上などを進めてまいります。

このほか、水産資源が減少している中で収益を確保していくためには養殖が有望分野であることから、現在策定中の地域産業成長プランに海面漁業を位置づけ、関係機関が一体となって事業化を目指してまいりたいと考えております。

また、漁業者との意見交換の中では、近年の気象変動の影響でしけの日が増加し、操業日数が減少していることから、操業日数を確保できる取組も求められております。日中しけていても、夜間は天候が穏やかな日もあることから、底引き網漁業許可の条件で規制している夜間操業を見直しできないか、検討してまいりたいと考えております。

さらに、温暖化に伴って新たに獲れるようになりましてシロエビやケンサキイカの漁獲技術の開発、スルメイカの漁場情報の提供や、底引き網の新規漁場の開拓に関する要望もいただいたところであります。

これらにつきましては、現在、県の試験調査船「最上丸」が調査研究を行っていますが、最上丸に加え民間漁船から協力を得ることで調査研究体制を強化し、迅速に対応できるよう進めてまいりたいと考えております。

本県水産業を取り巻く情勢は極めて厳しい状況にあります。今後、漁業者の声をよくお聴きしながら、スピード感を持って付加価値の高い持続可能な水産業の実現に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○五十嵐委員長 佐藤委員。

○佐藤（正）委員 現場に出向いて意見を聴いていただいているということでもありますが、漁業者の方々は県の支援に対しては本当に感謝しているのです。その中でも、さらに厳しい状況にあるということです。もっと言うと、今の部長は鶴岡に三年いたということで、漁業者からすると、「ぜひ高橋部長がいるうちに漁業をさらに振興していきたい」という期待の声も聞いているところでございますので、サクラノボ振興も大事でございしますが、ぜひ漁業振興のほうにも力を入れていただければと思っているところでございます。高橋部長とは三年間、鶴岡市の議場で並んでいたわけですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

苦しいのは漁業だけでないことを十分に理解していますけれども、全くの自然相手のなりわいなわけですので、こうした事情も含みながら、さらに、山形県の手、山形県の漁業を守るためにも、漁業者が必要とする支援の在り方をさらに検討していただければと思います。

高橋部長、ありがとうございました。

それでは、次に山形県内への企業誘導策について伺いたいします。

初めに、本社機能の県内への移転・拡充の誘導施策について伺います。

国の総人口が減少を続ける一方で、地方から首都圏、特に東京圏への転入超過が続いており、その大半を十代後半から二十代の若者が占めている状況にあります。東京圏への一極集中は地域経済に悪影響を及ぼし、地域人口の減少による地域コミュニティの維持を困難にして、地域公共インフラの維持などにも大きな影響を及ぼしています。

国全体の持続可能な発展のためには、東京圏への一極集中の是正に向けた人や企業の地方分散を図ることが重要になると思います。国では、地方拠点強化税制などを活用して、地方自治体の支援策と連携しながら、企業の本社機能の地方移転や拡充を後押しし、地方経済の発展に取り組んでいると認識しています。

山形県においても、国の地方拠点強化税制に加えて県独自の支援策を講じ、積極的に県内への本社機能の移転を進めているものと認識しておりますが、こうした支援制度を活用しての企業移転の現状とその課題について、産業労働部長にお伺いいたします。

○五十嵐委員長 遠藤産業労働部長。

○遠藤産業労働部長 お答え申し上げます。

東京圏への企業や雇用の集中は、地方の人口減少や担い手不足を一層進める要因となっており、県としても重要な課題と認識しております。とりわけ、本社機能や高付加価値な機能が東京圏に集積することで、地方における若者の働く場の確保や地域経済の高度化への影響が懸念されます。このため、企業の地方分散を促す税制や補助金により、地方への本社機能等の移転を後押ししていく必要があると考えております。

政府では、地方への分散を促進するため、地方拠点強化税制により、企業の本社機能の地方移転・拡充に伴う優遇措置や、自治体による課税免除等に対する財政支援を行っております。

県では、地方拠点強化税制の活用のほか、県企業立地促進補助金の対象に本社機能移転や研究開発機能の立地・移転を追加し、県内への立地を検討している企業や工場を増設する企業に対して誘致活動を強力に進めております。特に研究開発機能につきましては、製造現場と同じ場所にあることで試作や改良の迅速化、技術課題への即応などのメリットがあり、県内の高等教育機関で学んだ学生が能力を生かせる場の確保にもつながると考えております。

これまでの県内移転は、地方拠点強化税制を活用した本社機能移転等が三件、県補助金の活用による本社機能移転と研究開発機能の立地・移転が十四件となっており、補助金が一定の成果を上げているものと捉えております。

一方で、地方拠点強化税制の創設から十年以上経過する中で、全国的に企業の地方展開は着実に進んでいるとは言えない現状にあります。その理由といたしまして、経営判断や意思決定機能を東京圏に置きたいとする企業の意向、取引先との近接性、交通インフラの整備状況、人材確保への不安、地方移転に係る優遇措置が一時的であることなどが考えられます。

このため、令和九年度の施策提案におきまして、知事から内閣府の担当大臣に対しまして、「地方移転の障壁を分析した上で、企業の地方分散を実現するための総合的かつ抜本的な対策の検討・実施」を提案したところでございます。

東京圏への一極集中を是正し、地方における雇用の確保と産業基盤を強化するためには、企業に地方移転のメリットを実感していただく必要があると考えております。引き続き、政府や県、市町村による支援策や地方移転の好事例などをPRしながら、企業に対し本社機能移転や研究開発機能の立地・移転を継続的かつ強力に働きかけて、若者の県内定着と地域経済の活性化につなげてまいります。

○五十嵐委員長 佐藤委員。

○佐藤（正）委員 国の地方拠点強化税制や地方移転政策については課題もあるということのようですが、今活用できるのは、この強化税制なわけですので、これを活用して山形県内へ企業を誘導するということは、山形県にとって人口減少の抑制や県内経済の発展に向けた大きなチャンスであると思います。県内経済を拡大して投資を呼び込むためにも、首都圏をはじめ県外からの本社機能の移転を積極的に誘導するための施策展開を希望いたします。

次に、山形県企業立地促進補助金の見直しについて質問します。

今年二月の一般質問においても、県内に投資を呼び込む施策について質問をさせていただきましたが、今回はより具体的に企業立地促進補助金の見直しについて伺いたいします。

企業が新たな事業を展開する際、立地条件の優位性に加え、国、県、市町村による設備投資への補助制度は極めて大きなインセンティブとなります。また、現在、製造業をはじめとして生産現場では深刻な人手不足が続いており、省人化、自動化、AI活用など労働生産性の向上こそが企業の生き残りの鍵となっている状況です。

こうした中、県内に工場などを新設・増設する企業を対象とする現行の山形県企業立地促進補助金では、増設の場合に十名以上の地元新規雇用が求められるなど、従来型の増員イコール企業成長・地域貢献を前提とした雇用者要件

が課されているわけであります。

しかし、現状の人口減少に伴う人手不足の中で、生産性向上のため設備投資を行う企業ほど、この要件を満たせず、補助対象から外れてしまう事態が生じていると思います。省人化が進むことで一人当たりの生産性は向上して、その結果として従業員の賃金上昇や労働環境の改善につながっていくと思います。企業立地促進補助金は、単なる企業支援ではなくて、県内産業の高付加価値化と県民所得の向上に向けた投資であると捉えるべきであって、現行の補助要件の見直しが必要であると思います。地域の雇用を確保することも大事なことでありますが、既に従来のフェーズとは異なる段階に入っているのではないのでしょうか。

企業の設備投資は地域経済への波及効果が大きく、労働人口が減少する現状を踏まえれば、省人化・自動化への投資を後押しして、生産性を高めながら県内に根を下ろす企業を増やすことこそ重要だと考えます。企業が積極的に投資できるよう、現行の地元人材の雇用者要件を見直して、投資額を軸とした柔軟な要件設定へと転換すべきと考えます。

こうした企業を取り巻く環境の変化を踏まえ、企業立地促進補助金の要件見直しについて、産業労働部長のお考えをお伺いいたします。

○五十嵐委員長 遠藤産業労働部長。

○遠藤産業労働部長 山形県企業立地促進補助金は、県内への工場等の新設・増設を促し、設備投資を通じて地域経済の活性化、雇用の確保、産業の高度化・高付加価値化を図る制度でございます。補助金による企業の立地や投資の後押しは、雇用創出に加え、企業の競争力強化や生産性向上、賃金や税収への波及、企業の地域定着の促進などに、これまで一定の成果を上げてきたものと認識しております。

また、現在、製造業を含むあらゆる分野における人手不足の深刻化、原材料価格やエネルギー価格高騰の長期化で企業経営は厳しさを増しており、企業による省人化・自動化への投資は、単なる人手不足対策にとどまらず、生産性向上や事業継続のための重要な経営判断と受け止めております。

県では、こうした企業の前向きな投資に対しまして、立地補助金による支援のほか、デジタル化・省人化の導入支援、技術開発支援、人材育成支援など多方面で後押しする取組を行ってきております。

こうした中で、企業立地補助金につきましては、制度の目的に照らし、限られた財源で最大の効果を上げるという観点から、県として何を重視して、どのような投資を後押しすべきかを環境変化に応じて丁寧に検証する必要があると考えております。特に雇用要件につきましては、地域への波及効果や県内定着を促す利点がある一方で、要件が厳し過ぎると、企業の立地判断や設備投資の支障となり、結果として県内への投資機会を逃す可能性もあると認識しております。

このため、政府や市町村の支援制度との役割分担、さらには他の自治体の企業立地支援制度も踏まえ、対象業種や要件などの不断の見直しが重要であると考えております。

これまでも、地元在住者に限定していた新規雇用者の要件を、同一企業内の県外工場等からの移住者も対象に含めるという見直しや、革新的な省人化・自動化の取組を行う場合の雇用要件を十名以上から五名以上へ緩和することなど、実情に応じた対応を行ってきており、今後もこうした考え方を基本に制度改善を図ってまいりたいと考えております。

委員御指摘のとおり、人口減少や人手不足への対応として、省人化・自動化への投資を後押しし、生産性を高めながら県内に根を下ろす企業を増やしていくことは、本県産業にとって重要な視点であると考えております。他方で、若者の県内定着や産業の高度化を進めるためには、引き続き雇用の創出も欠かすことはできないものと考えております。

こうした両面を踏まえまして、経済情勢や企業の投資動向、産業界、企業の声を丁寧に把握しながら、企業立地がさらに進むように、雇用要件を含め補助金制度を時宜に応じて見直し、県内産業の高付加価値化と持続的な成長につなげてまいりたいと考えております。

○五十嵐委員長 佐藤委員。

○佐藤（正）委員 今の答弁だと、不断の見直しを行っていくと理解させていただきました。

企業活動はスピード感が重要なんですね。やっぱり、企業誘致の際に、補助金、これで決まりかといったときに、そこに即決できる人がいないと企業は逃げてしまいます。そのためにも、見直しを行いながら、企業の活動にふさわしい補助金としていただきたいと思います。

本社機能の移転や企業進出は、山形県の経済発展にとって大変大きなメリットだと思います。例えば、本社機能など人材も設備もそっくり山形に移転してもらえば、県内への投資も呼び込めて、さらに人口減少の抑制にもつながると思いますので、逆転の発想で、人材を県外から連れてきた企業に応分の補助金を出すなどというような考えもあってよいのかなと思います。ぜひ、山形県への進出や移転を検討している企業を呼び込むために、より積極的な支援策

を検討していただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○五十嵐委員長 佐藤正胤委員の質疑質問は終わりました。

この場合、休憩いたします。

午前十一時十分再開いたします。

午前 十一時 零分 休 憩

午前 十一時 十分 再 開

○五十嵐委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑質問を続行いたします。

橋本彩子委員。

○橋本委員 県政クラブの橋本彩子です。

本日は質問の機会をいただきありがとうございます。

今朝、岩手県沖を震源とする震度六強の地震がありました。被災された方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、少しでも早く日常に戻られるよう御祈念いたします。

今回は、人口減少社会においても県民が安心して暮らし続けられる地域をどう築いていくのかの視点から、県民の幸せと山形での持続可能な暮らしの実現に向け、県民の暮らしを支える仕組みを次の世代にどう引き継いでいくのかをテーマに質問いたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

県内における水道事業についてお伺いいたします。

私たちが生きていくためには、安全な水や食料、きれいな空気、そして安心して暮らすことができる環境が欠かせません。その中でも水は、飲料水としてだけではなく、日々の暮らしや産業、医療、防災など、あらゆる場面を支える命の基盤であります。

今朝の地震、最大震度六強であり、広範囲にわたって揺れる大変大きな地震でありました。これまでもお話ししておりますが、私は東日本大震災を福島県郡山市で被災し、震度六弱の揺れで、住んでいた自宅は半壊と認定されました。自宅前の道路では水道管が破損し、三週間近く水道を使うことができなかった経験をいたしました。蛇口をひねれば当たり前のように水が出る。その当たり前の暮らしは、二十四時間三百六十五日、いつでも安全な水を届けるために昼夜を問わず尽力されている水道事業関係者の皆様の努力によって支えられているものであります。私たちはその価値を改めて認識する必要があると考えています。一方で、人口減少や施設の老朽化、物価高騰などにより、水道事業を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。

五月二十日、市町が県企業局へ支払う広域水道料金の改定について新聞報道がありました。料金の改定は十年ごとに行われ、現行料金の期間が令和九年度までとなっていることから、県企業局で人口減少に伴う水需要の低下や物価高騰によるインフラ運営費の増加などを踏まえながら、持続可能な経営に向け、受水している二十三市町と協議を進め、今年度中に新たな料金案を取りまとめ、令和十年度からの適用を目指すとの内容でありました。人口減少、物価高騰を踏まえれば、十年後、二十年後の安定した事業運営のための見直しは必要であると理解します。

その一方で、受水市町の水道料金には、報道のとおり既に大きな差があり、村山広域圏においても、山形市と大江町では二十立方メートル当たり一千五百円以上の開きがあります。今般の広域水道料金の改定が住民生活にどのような影響を与えるのか、大きな関心が寄せられています。

そこで、企業局における広域水道料金はどのように算出され、それが受水市町の家計用料金にどのように反映されるのか、また、この広域水道料金の改定をどのようなスケジュールで進めるのか、企業管理者にお伺いいたします。

○五十嵐委員長 松澤企業管理者。

○松澤企業管理者 お答え申し上げます。

企業局では、広域水道用水供給事業といたしまして、水源となります六つのダムから取水を行い、県内五か所の浄水場で浄水処理いたしました水道用水を県内四地域、二十三市町に供給しております。企業局は受水市町の配水池まで送水を行い、配水池から一般家庭への水道水の供給は、水道法の規定により各市町が実施しております。

最初に、広域水道料金と家庭用料金の関係であります。企業局の広域水道の経営は、必要な費用を受水市町が企業局へ支払う広域水道料金で賄う総括原価方式と、四つの地域ごとに広域水道料金を設定して経営する独立採算制の二つの原則に基づき行っておりまして、令和十年度からの次期料金設定期間内に必要となる費用、具体的には施設の減価償却費のほか、機器の修繕費や動力費、薬品費、人件費などの費用を料金収入で回収できるよう、四地域ごとに広域水道料金を設定することとなります。

一方、家庭用料金であります。受水市町の水道施設の減価償却費や修繕費、人件費など、各市町が水道事業を運営するために必要となる経費に、企業局に支払う広域水道料金を加えた費用を基に各市町において設定しており、家庭用料金のうち広域水道料金が占める割合は、おおむね二、三割となっております。残りの七割から八割は各市町の必要経費となっております。

一般の企業局の広域水道料金の改定を受けまして、家庭用料金の改定を行うかどうかにつきましては各市町の判断となりますが、前述のとおり家庭用料金は広域水道料金を加味して設定されておりますことから、企業局としても、施設の長寿命化やダウンサイジングなど、広域水道の運営に必要となります費用の縮減を図る方策について検討を行っているところであります。

次に、広域水道料金改定のスケジュールであります。現在の広域水道料金の設定期間は令和九年度までとしておることから、翌十年度からの料金改定に向けました検討協議を計画的に進めるため、県内四地域で検討会を立ち上げ、五月下旬より受水市町との協議を開始したところであります。この検討会の中で、今後の施設更新計画や給水量の予測などを踏まえました四地域ごとの経営見直しをお示ししながら協議を進め、今年度中に料金改定案をまとめ、来年度に受水市町と給水協定を締結し、広域水道料金改定の条例改正を行いたいと考えております。

水道事業を取り巻く環境は、人口減少による水需要の減少に加えまして、老朽化が進む施設の更新、物価上昇による運営コストの増大など年々厳しさを増しておりますが、受水市町との協議を引き続き丁寧に行いながら検討作業を進めてまいりたいと考えております。

○五十嵐委員長 橋本委員。

○橋本委員 家庭用料金に関しては、市町で決められているとのこと、広域水道の料金の費用割合としてはおおむね二、三割であるとのことでした。先ほども企業管理者からお話ありましたが、改定されるかどうかは市町によるとのことではありますけれども、二、三割は広域水道料金が入っているとのことなので、恐らく各市町も改定されるであろうと考えられます。

また、広域水道料金の改定のスケジュール感についても、今年度中に協議を行い、また検討が行われて料金案を取りまとめられること、そして来年度、協定を結ばれるとのこと承知しました。

松澤企業管理者、ありがとうございました。

そこで、広域連携の推進について防災くらし安心部長にお伺いいたします。

国内で広域水道事業の運営をしているのは二十府県あり、その中で比較すると、本県企業局の広域水道料金は安いほうから七番目でした。しかし、市町村から住民の方へ請求される家庭用料金を全国的に見ると、山形県全体の平均額は決して安いほうではなく、高いほうから数えて四番目ということで、住民の負担は重いと感じているところです。特に移住者の方からはそのような声も多く聞かれます。

一方で、今後、人口減少等を背景にして、給水量の減少による料金収入の減少により、水道事業の経営が一段と厳しくなることが予想されます。今後、経営基盤を強化し安定的な水道事業を継続していくための対策の一つとして広域連携が挙げられます。

そこで、県としても広域化推進プランを作成し、水道事業の基盤強化を目指して広域化や広域連携を進めておられると思いますが、現在までの取組状況はどうなっているのでしょうか。また、今後どのように取り組んでいかれるのか、防災くらし安心部長にお伺いいたします。

○五十嵐委員長 庄司防災くらし安心部長。

○庄司防災くらし安心部長 委員から水道事業の広域連携の推進についてお伺いございましたので、お答えさせていただきます。

急速な給水人口の減少などにより、水道事業の経営が厳しさを増す中、県では、山形県における水道の理想像の達成に向けて、平成三十年に山形県水道ビジョンを定め、令和五年には県内四圏域の広域化に向けた取組方針を示す山形県水道広域化推進プランを策定し、経営基盤強化のための対策の一つとして、広域連携を積極的に推進してきたところであります。

これまで、庄内圏域では具体的な広域化に向けた検討が進められ、鶴岡市、酒田市、庄内町の二市一町が、令和七年十月に新たに庄内広域水道企業団を設立し、本年四月に運営を開始して水平統合が実現しております。また、庄内を除く三圏域でも水道事業広域連携検討会を毎年開催しておりまして、各市町村が抱える課題の共有や広域連携に向けた意見交換を実施してきたほか、市町村へのアンケートや個別訪問を通して、具体的な広域連携の可能性について検討を重ねてまいりました。

その結果、置賜圏域におきまして、長井市、白鷹町、飯豊町の一市二町からの広域化に向けた支援の要望があり、昨年十月に県が西置賜ブロック水道広域化検討会を設置し、一市二町での広域化に向けた協議を進めてきたところであります。本年七月に事業統合を見据えた覚書を締結して具体的な検討を開始すると伺っております。

事業統合には至らないまでも、圏域ごとの検討会での情報交換を契機として、共同発注等の広域連携の取組は始まっており、最上圏域におきましては、平成三十年度から薬品や水道メーターの共同購入が開始され、村山圏域では、令和六年度に寒河江市、東根市、河北町が漏水調査業務の共同発注を行っております。さらに本年度は、山形県、岩手県、宮城県、福島県内の十五市町村が、衛星を活用した水道管路の漏水調査業務を共同発注しております。県が調整役となって、本県からは天童市と白鷹町が参画しているところでありますが、来年度は他の市町村にも参画を促してまいりたいと考えております。

また、昨年度の検討会の中で、業務の省力化や効率化の手段として期待される水道メーターのＤＸ化、スマートメーターの導入について、その導入費用が課題として提起されましたことから、今年度、新たに共同発注の可能性等を検討する勉強会の開催を予定するなど、広域連携の取組は確実に進んでおります。

県といたしましては、今後も市町村、水道事業者が安全で安心な水道水を安定的に提供できるよう、引き続き圏域ごとの検討会や課題に応じた勉強会の開催等を通して、広域連携の取組を積極的に支援してまいります。

○五十嵐委員長 橋本委員。

○橋本委員 ありがとうございます。

県内では着々と進められているとのことですし、西置賜ではかなり具体的に進められているとのこと、よく分かりました。広域化は広域連携とはまた別の意味があるとお聞きしていますし、共同発注で少しでも経費を削減していくことは本当に大事なことだと思っています。

人口減少が進む中にあっても安全な水を安定的に供給し続けることは、私たち世代の責任でありますし、次の世代に引き継いでいかななくてはならない重要な使命であると考えています。自治体からは、広域化、広域連携の話、お聞きしていましたが、準備費用であるとか初期投資の負担を懸念する声も聞かれておりました。政府への提言にも入っておりましたけれども、ぜひとも今後とも丁寧に進めさせていただきたいと思ひますし、引き続き市町村と十分に連携しながら、持続可能な事業運営と広域連携の推進に取り組んでいただくことをお願いして、次の質問に入ります。

子供をＳＮＳ犯罪の被害者にも加害者にもしないための取組について、しあわせ子育て応援部長にお伺いいたします。

スマートフォンやＳＮＳの普及により、子供たちを取り巻く環境は大きく変化しています。ＳＮＳは便利な道具である一方、子供たちを犯罪や誹謗中傷、性被害へと巻き込む入り口になっています。県内でもＳＮＳを介した誹謗中傷や性被害、性的画像の拡散や闇バイトへの勧誘などが実際に起きているという声もあり、大変懸念されている状況です。今定例会においても、様津県議、小松県議より、トクリュウへの対応に関する質疑がされたところであります。

先日も山形新聞において、ネット上での中傷が増加傾向にあり、それによって減少傾向にあったいじめ認知件数が前年度よりも増加に転じたとの報道がありました。ＳＮＳ事業者の責任を強化するとの総務省の有識者会議での報告書案も出たところであります。

現行の山形県青少年健全育成条例には、インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止などに関する規定はありますが、ＳＮＳや生成ＡＩによる性的画像作成など新たな課題への対応は十分とは言えないのではないのでしょうか。

今年一月に調査をしてきました鳥取県では、青少年がＳＮＳやインターネットを通じて、闇バイトによる犯罪やいじめ、誹謗中傷、オンラインカジノ等に巻き込まれること、また、生成ＡＩによる児童ポルノ等の被害が発生していることに鑑み、青少年健全育成条例の改正を行い、生成ＡＩによる児童ポルノの作成等の禁止や、安全かつ安心してＳＮＳを利用できる環境の整備などを盛り込んでいました。本県においても、条例改正など、子供たちを被害者にも加害者にもしない、させない取組が必要であると考えます。ＳＮＳ時代における本県の青少年健全育成の取組について、しあわせ子育て応援部長にお伺いします。

○五十嵐委員長 齋藤しあわせ子育て応援部長。

○齋藤しあわせ子育て応援部長 お答え申し上げます。

近年、家族形態やライフスタイルの多様化、急速なデジタル化の進展など、青少年を取り巻く環境は目まぐるしく変化をしております。また、スマートフォンを持つ人の低年齢化が進むとともに、全国的にインターネット上での誹謗中傷やＳＮＳに起因する強盗等の重要犯罪が増加しており、本県の青少年を被害者にも加害者にもしない取組が重要であると考えております。

このため、県では、青少年の健全育成に資する良好な環境の整備に向けて、山形県青少年健全育成条例や山形県こども・子育て笑顔プランに基づき、様々な取組を進めております。具体的には、県の青少年育成県民会議や教育委員会、警察等関係機関と連携をして、『『大人が変われば子どもも変わる』県民運動』と、『いじめ・非行をなくそう』、やまがた県民運動』の二つの県民運動を柱に、デジタル機器の適切な利用のための家庭でのルールづくりやＳＮＳ等に潜む危険性の周知などに取り組んでおります。

また、携帯電話事業者や販売店に対しては、立入調査によりフィルタリングサービスの説明状況等の確認を行っているほか、中学一年生の保護者に対しては、トラブル事例を掲載した啓発リーフレットを配付するとともに、学校や地域の方々を対象としたネットトラブル防止の指導者研修会を開催するなど重層的に取組を進めております。

一方、県警察本部の調べによりますと、児童ポルノを含む少年の心身に影響を与える犯罪、いわゆる福祉犯の被害者のうち、SNS利用に起因した被害者数は、直近五年間では毎年十人未満となっているものの、二十歳未満の若者のSNS関連のトラブルの相談件数は、令和三年から令和六年までで約四倍になっており、引き続き被害・加害の未然防止に向けた取組を推進していく必要があると考えております。

県では、これまでも関連法の改正等を踏まえ、青少年健全育成条例について必要な見直しを行ってきておりますが、委員から御紹介のありました総務省の有識者会議による報告書案を見ますと、SNS事業者に年齢確認の厳格化を求めることなどが盛り込まれているところです。

県としましては、今後も引き続き、こうした政府の動向を注視するとともに、他県の状況も参考としながら、関係機関と連携し、青少年が安全安心にSNS等を利用できる環境づくりにしっかりと取り組んでまいります。

○五十嵐委員長 橋本委員。

○橋本委員 ありがとうございます。

県では様々な機会を捉えて広報を頑張っていらっしゃると理解しました。先ほど有識者会議の件もありましたけれども、年齢確認の厳格化であるとか禁止みたいな状況は、今の子供たちはデジタルネイティブと言われて、私たち大人世代とは全く異なる環境の中で育てられて、スマートフォンとかSNSの利用のハードルって非常に低いものとなっているんですね。それで、日常のコミュニケーションのツールとして当たり前で活用している中で、裏にある危険性について十分に認識されていない場合も多く、友達がやっているから大丈夫だろうとか、安易な判断から被害やトラブルが広がってしまうケースも見受けられています。

先ほどの話もありましたけれども、利用制限を強化するような考え方もあるかと思います。ただ、大人の想像を超えるスピードで技術を使いこなす子供たちに対しての規制だけでは根本的な解決が図られるものではないと考えています。これはSNSトラブルに限ったことではありませんけれども、「ダメ。ゼッタイ。」という禁止、規制を強調してしまうと、実際に問題に巻き込まれたときに、怒られるんじゃないかとか、私は悪いことをしてしまったんだということで、言えない、相談できない、SOSを出せなくなることも考えられます。その結果、問題を一人で抱え込んでしまって被害が大きくなってしまったり、さらに大きな事件に発展してしまったり、思い詰めてしまった最悪の場合には、もっと悲惨な事態になってしまうことも懸念されています。

その意味で、今、県が取り組んでいる「SOSの出し方教育」は大変重要な取組であるとも評価しております。困ったときに助けを求めることのできる子供たちが増えて、その子供たちが将来大人になったときに社会を支えることで、孤独や孤立を抱え込まない、支え合いのできる地域社会につながっていくものと期待しています。

そこで、使用制限や禁止とする考え方ではなく、適切な距離感を持って子供たちがデジタル機器やSNSとうまく付き合うための、子供たちへの情報モラル教育について教育長にお伺いします。

SNSの普及により、子供たちは便利さや娯楽を享受する一方、SNSによるトラブルや誹謗中傷、性的画像の拡散や性被害、闇バイトへの勧誘など様々なリスクにもさらされており、実際にそういった事案があると相談センターからお聞きしました。知識不足や未熟な判断によって加害者になってしまうケースも懸念されていますし、実際、現場ではそのような状況が見受けられるようです。

このような状況を踏まえれば、単にインターネットの危険性を教え、適正に扱うためのリテラシー教育だけではなく、相手の人権を尊重すること、社会への影響を考えた行動を取ることで、困ったときにSOSを発信することなどを含めた情報モラル教育を行うことが重要であると考えます。

子供たちをSNSによる犯罪やトラブルの被害者にも加害者にもさせないため、本県では現在、どのような情報モラル教育に取り組んでいるのか、教育長にお伺いします。

○五十嵐委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 子供たちへの情報モラル教育についてお答えをいたします。

子供たちがよりよく生きるためには、義務教育の段階から人権意識を高め、倫理感を養うことが重要であります。このため、小中学校では、道徳の時間を中心に、教科の授業ですとか学校行事など教育活動全体で道徳性の涵養に努めております。

中でも、近年、子供のスマートフォンの所持率上昇に伴い、SNS等を介したトラブルが増加しているため、情報モラル教育の重要性は増しております。そのため、道徳の教科書にも取り上げられているSNSの使用場面に関する題材ですとか、文部科学省の学習サイトなどを教材として、各学年の発達段階に応じた授業を実施しております。

例えば、本県のいじめ調査において、インターネットを介したいじめの認知件数が増加していることから、その防

止に向けた取組が各校において行われております。具体的には、オンラインゲーム上での攻撃的な言葉のやり取りや仲間外しのほか、グループチャットでの発言で知らないうちに相手を傷つけてしまう事例などがあるため、授業では、子供たちにとって身近な場面を設定して当事者の気持ちを推測したり、トラブルにならないためにはどのようにすればよいかを話し合ったりする活動などを行っております。加えて、万一自分がいじめられていると感じた際に、誰にどのように相談したらよいかなどについても指導をしております。

また、近年、家庭でスマートフォンを長時間使用し生活リズムを崩す子供もおり、また、ゲーム課金がやめられず多額の請求を受けるといった事例も見受けられます。このため学校では、専門家による講話の中で、日常生活に支障を来した事例を紹介していただいたり、動画視聴を行ったりする機会を設けております。なお、家庭でのスマートフォン使用の指導には保護者の協力も欠かせないことから、保護者研修会等と併せ、これらを実施する場合もございます。

さらに、高校における指導事例となりますが、全国的に高校生が闇バイトなど、期せずして犯罪に加担することになった事件も報道されており、本県の生徒がそのような事件に巻き込まれることがないよう、警察本部とも連携しながら具体的な誘いの手口を紹介するなどして、加害者にならないための指導の機会を設けております。

今後も、子供たちが被害者にも加害者にもならないよう、教育活動全体を通して情報モラル教育を推進し、SNSによる犯罪やトラブルの未然防止につながるよう取り組んでまいります。

○五十嵐委員長 橋本委員。

○橋本委員 ありがとうございます。

道德の教科を中心にとお聞きしました。SNSトラブル、多くありますけれども、いじめも非常に問題なんですけど、実は昨今、子供たちが知らず知らずのうちに性被害に遭ってしまうケースもあると伺っています。情報モラル教育の中でも特に性に関するモラルを学ぶ機会が重要であり、単発の講演ではなくて、全児童生徒に対するしっかりとしたカリキュラムとして充実させていくことが必要だと考えておりますがいかがでしょうか、教育長にお伺いいたします。

○五十嵐委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 性に関する情報モラル教育のお尋ねがございましたので、お答えいたします。

まず、学校における性教育全般ということになりますが、学習指導要領に基づき、保健ですとか特別活動の授業を中心に、理科や家庭科などで扱う関連分野を併せて体系的にカリキュラムに位置づけて学習をしております。その中で、委員御指摘のとおり、今、特にSNS等による性被害や加害が問題となっていることから、このことに焦点を当てた授業も実施しております。

例えば、見知らぬ相手に不用意に個人情報を教えたり、実際に会いに行ったりすることの危険性、これを理解させる指導を行っております。また、相手の求めに応じて自分自身の性的な画像を送ってしまったり、あるいは逆に、何らかの方法で入手した画像をSNS上に拡散してしまったりといった具体的な事例を挙げて、それによる重大な結果、これを実感させるような指導も行っております。

県教育委員会では、子供たちが性に関する被害者にも加害者にもならないよう、子供を取り巻く環境の変化や発達段階を踏まえた情報モラル教育の推進に取り組んでまいります。

○五十嵐委員長 橋本委員。

○橋本委員 今も既に実施されているということではありますけれども、実際、既に起きていることもありまして、子供たちは同世代との関わりによって、うれしいこととか嫌なこととかを感じたり、暴力的なことは駄目だと知るなど、心地よい触れ合いを学んでいくことが大事な時代を過ごしていますが、コロナ禍で人と近づかないでほしいと言われて過ごしてきて、いきなりそれが解除されて、距離感がつかめなくてトラブルになることも多いとお聞きしました。それはコミュニケーションスキルの問題でもありますけれども、子供の年代に合った人権教育、自分も相手も大事にするコミュニケーションをカリキュラムとして誰もが平等に学ぶことが非常に重要であると考えます。

先ほどの保健の教育であったり特別活動の授業とか、理科の関連分野などもこのことですが、性に関する情報モラル教育としても、ぜひとも人権教育、進めていただきたいと思います。包括的な性教育の根本は人権教育であるとも言われています。

実際にSNSに関わる被害に遭った関係者からお話をお聞きしました。被害者は、自分の画像がどこまで拡散されているのか、デジタルタトゥーなどへの不安も大きく、学校に行くことができなくなり、公共交通機関を利用することにも恐怖を感じるなどの大変な精神的な苦痛を感じられているとのことでした。加害者の悪意のない好奇心や未熟な知識によって、被害者の人生が大きく変えられてしまうことは本当に悲しいことだと感じました。加害者となってしまった子供についても、そもそもの知識や意識、環境が違えば、そのようなことを起こさない可能性があったことを考えると、やはり子供たちの年代によって、繰り返し繰り返し周りの大人たちがしっかりと教えること、伝えること、支えていくことが最重要であると考えます。

子供たちへの教育で未来は大きく変わります。山形県に暮らす子供たちが、心身ともに健やかに安心して成長していくことができるよう、大切にしなければならぬ人権の教育へ一層注力いただけますようお願い申し上げます。

教育長、ありがとうございました。

次に、地域課題解決を担うNPO等市民活動団体の資金確保に対する支援について伺います。

やまがた社会貢献基金は、地域課題の解決に取り組むNPO等市民活動団体の活動を支援する上で大変重要な制度であり、これまで多くの活動を支えてきたと認識しています。

一方で、地域課題は多様化しており、その中でも特に子供の居場所づくりや若者支援、孤独・孤立対策、産前産後支援など人に寄り添う支援は、社会的意義が高い反面、収益化が難しく、活動資金の確保に苦慮している団体も少なくありません。

先日、長野県に視察に行っていました。長野県では、県の事業として「長野県みらいベース」という公共的活動の応援のウェブサイトを立ち上げていて、NPO等法人有志が設立した公益財団法人長野県みらい基金が運用しています。長野県内のNPO等市民活動団体が、様々な地域課題の解決に取り組む活動を寄附募集事業として紹介しており、その中で応援したい団体や活動に対して寄附することができ、その寄附先の活動も確認することができるものです。様々な金融機関や企業からの寄附、クラウドファンディング、遺贈寄附など、多様な資金を地域課題の解決へ循環させる仕組みづくりが進められていました。さらに、その公益財団法人長野県みらい基金は、中間支援組織として休眠預金等活用事業の資金分配団体となり、資金提供だけではなく、伴走支援や組織基盤の強化にも取り組んでおられます。また、冠基金も創設して、寄附者の思いに沿った活動への支援もされていました。

山形県の財政が厳しさを増す中で、県としても、やまがた社会貢献基金に加え、休眠預金やクラウドファンディングなど民間資金の活用を促進しながら、行政の手が届かない地域課題の解決に取り組むNPO等市民活動団体の資金確保に向けた環境づくりが必要と考えますが、県としてどのような取組をしているのか、また、県内の現状を踏まえ今後どのように取り組んでいくのか、防災くらし安心部長にお伺いいたします。

○五十嵐委員長 庄司防災くらし安心部長。

○庄司防災くらし安心部長 お答えいたします。

少子高齢化を伴う人口減少や住民の価値観の多様化、デジタル技術の急速な進展等により、地域をめぐる課題が多様化する中、課題の解決に向け、自主的・継続的に活動するNPO等市民活動団体は、地域社会において極めて重要な役割を果たしております。

一般にNPOの活動資金は、会費や寄附金のほか、各種補助金・助成金などとなっておりますが、一部のNPOでは、会費や寄附金収入が目標額に達しない、補助金や助成金を十分に得ることができないなど、資金の確保に苦慮している状況にあると認識しております。

このため、委員からもお話ございましたが、県では、平成二十年度に県の拠出金及び企業や県民の皆様からの寄附を原資とするやまがた社会貢献基金を創設し、以来、当該基金を活用しNPOの活動を支援しているところであります。ちなみに、昨年度は三十七の事業を助成したところでございます。

また、県民のNPO活動への関心を高め、活動への参画を促すとともに、多様な主体の協働を進めるため毎年開催しております「やまがたNPO活動促進大会」において、県民や企業・団体に対し、地域課題解決のために活動するNPOの活動内容を紹介したり、大会参加者間の意見交換等を通して活動への理解を深めていただくことで、会費や寄附金など活動資金確保にもつながるよう支援をしております。

加えて、社会貢献基金の助成事業を活用し、県内NPOの活動基盤の充実強化に取り組むNPO中間支援組織が、NPOに対して各種補助金・助成金などの情報を提供するとともに、補助金等の申請に向けた事業計画書の作成や事業の実施、会計処理等について伴走型でサポートしております。

さらに昨年度は、新たな活動資金として、これも委員からお話がありました休眠預金等活用制度を周知するため、資金調達セミナーを山形と庄内の二か所で開催したところ、NPOや企業・団体等百名超の参加者があり、参加者からは制度の活用に向けた前向きな感想があったところであります。

県といたしましては、県民や企業のNPO活動への関心をより一層高め、会費や寄附金など活動資金の確保につながるよう、県のホームページやSNS、やまがた社会貢献基金広報誌など様々な媒体を活用して、NPOの活動についての情報発信を強化してまいります。

さらに、県がNPOの情報発信のために運営しておりますホームページにおきまして、NPOが利用可能な補助金・助成金に関する情報の充実を図りますとともに、新たにNPOの活動資金に関する募集情報等を掲載するなど、地域課題の解決に取り組むNPOの活動資金の確保を支援してまいります。

○五十嵐委員長 橋本委員。

○橋本委員 ありがとうございます。

私も、県の社会貢献基金に採択されなければ、その助成金がいただけない、そこで事業が詰まってしまうということが考えられた中で、ホームページなど県で、安心して寄附ができるよう県民や企業の方が感じられるように紹介してくださるといいなと思っていたので、今回、新規で募集状況を出していただけるとのことで、本当にありがたいなと思っております。

行政だけでは手が届かない地域課題、数多く存在しています。そうした活動を継続できなくなれば、せっかく築いてきた地域の支え合いの場が失われて、困難を抱える方々が助けを求める場所も失われてしまいます。また、地域や県民の方に力を尽くしたいという志を持って活動されている方々の思いが途切れてしまうことにもつながりかねません。

NPO等の市民団体の皆様は、本来であれば課題解決そのものに力を注ぎたいと考えておられるにもかかわらず、現実にはなかなか不安定な資金状況の中で、活動継続のための資金確保に多くの時間と労力を費やしている状況があります。昨今はソーシャルビジネスの広がりも見られて、社会課題の解決と事業性の両立に向けた挑戦も進んでいます。しかし、どうしても収益化になじまない課題も存在します。そのような分野だからこそ、地域のため、人のために活動する団体の存在が欠かせません。ぜひ今後とも、山形に暮らす県民の幸せのために、地域課題の解決に真摯に向き合うNPO等市民団体が安心して活動が続けられるよう、県として力強い後押し、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

本県における「伝わる広報」の取組について伺います。

山形県は、四季によって変化する美しい景観が見られるすばらしい自然環境や観光スポット、目にも舌にもうれしい食文化、地方によって違う楽しく奥深い方言などの大きな魅力があり、また、子育てや移住の支援をはじめ、全国にも誇れる取組も数多く行っていますが、奥ゆかしさからかPRが控え目と見られており、よい取組をしていても伝わっていないことも多くあると感じています。どれほどすばらしい施策であっても、必要な人に届かなければ活用もされず、成果にもつながりにくいのではないのでしょうか。県政アンケートにおいては、県民の満足度が高いという評価もありますが、もしかしたら、もっと高い評価を出す可能性もあるのではないかと思います。若い世代は、新聞や広報誌などの紙媒体より、SNSや動画を通じて情報を得ることが一般的となっている状況でもあります。

先ほども申し上げました視察に行った長野県では、『伝わる広報』への質的転換の推進」と銘打ち、情報発信の強化を図っており、県内外に向けて様々な手法を使って現在の県政についての発信をされていることが印象的でした。特に、一般の方で長野県にゆかりのあるインフルエンサーを「広報パートナー」に任命し、移住や観光、子育てなど県が周知したい情報の投稿を依頼している事業については、行政が一方向的に発信するだけではなく、民間の発信主体と連携しながら情報を届ける取組であり、移住に関する問合せが増加したなど一定の成果も出ているとのことでした。

また、長野県では、ふだん見えにくい県の業務や県政の現場などの発信も重視されていました。例えば、林業の盛んな長野県ではチェーンソーの大会があり、その大会の様子は外部から見ていただけるものの、それまで行われているふだんは見ることでできない日々の練習をドキュメンタリーとして見せたり、企業局が持っている施設の中身の紹介や諏訪大社のお祭りなど、通常見ることができない部分のストーリーや背景など裏側を発信することによって、興味・関心を持っていただきたいと考えられていました。

そこで、本県においては、「伝わる広報」についてどのような方向性を持って進めているのか、併せて、若者や県外の方々に届く広報を進めるために、インフルエンサー等との連携も含めてどのような取組を行っているのか、また、県政の業務や現場を広報の立場から見える化する取組について、総務部長にお伺いいたします。

○五十嵐委員長 小中総務部長。

○小中総務部長 お答えいたします。

本県の広報の方向性として、施策等の目標達成に向けた広報活動の基本的な方向性を定めております山形県戦略的広報基本指針において、「県が目指す広報の姿」を情報の受け手に『伝え』『伝わり』『共感を生み』『意識や行動の変容を促す』広報」と定め、「事業と広報活動は一体」という考え方の下、全庁的な広報の強化に努めております。

広報の強化に当たりましては、職員が広報活動で課題や悩みを抱えた際に、実践的・専門的な助言が得られる広報実務アドバイザー制度を整備いたしましてスキル向上を支援しているほか、専門知識がなくとも、質の高い広報素材を作成できるツールを提供しております。

次に、若者や県外の方々に届く広報の取組として、X、フェイスブック、インスタグラム、ユーチューブといったSNSの活用が挙げられますが、県の公式アカウントでは、県の施策や事業だけでなく県産品や地域の食文化等の情報も織り交ぜ、受け手の関心や共感が高まるよう工夫をしながら発信を行っております。

本県の公式Xのフォロワーは約十五万九千人と、都道府県の中でも上位に位置する数を擁しておりますことから、閲覧した方による投稿の拡散も含め、本県の魅力や取組を広く周知できていると考えております。

また、インフルエンサー等との連携につきましては、各部局や総合支庁において、本県にゆかりのあるインフルエンサーやユーチューバーと連携し、行政情報や地域の魅力を効果的に発信している事例もあるところです。

加えて、四月に「幸福」の「福」の字の福知事に御就任いただきました船越英一郎氏によるユーチューブなどでの情報発信についても、観光誘客や交流人口の拡大につながるものと考えております。

次に、業務や現場を見える化した広報につきましては、県政広報番組「やまがたサンデー5」では、県の施策等の紹介に当たりまして、その背景や内情も併せて伝えることを意識しており、最近では、ふだんは見ることのできない企業局の発電所と浄水場の内部の様子や、県立職業能力開発施設での授業の様子などを放送いたしました。また、県広報誌「県民のあゆみ」では、「潜入レポート!」と題して、神町駐屯地やラ・フランスの選果場など、関係者以外は入れない場所を職員が取材し、その内側を紹介しています。加えて、県庁一階ロビーにあるジョンダナホールでは、県の施策をパネル等で紹介し、県政を身近に感じてもらう取組を実施しているところです。

委員から御紹介のありました長野県の取組は、情報の受け手のことを第一に考え、その共感を得て行動につなげていくという方向性において、本県の広報活動が目指すところと軌を一にするものであります。こうした他県の事例も参考としながら、施策等の目標達成に向け、必要な情報が効果的に伝わる取組を進めてまいります。

○五十嵐委員長 橋本委員。

○橋本委員 様々行っているし、Xも十六万人に近いフォロワーがいらっしゃるとのことですが、山形県、いいところたくさんたくさんあるけれども、そこまで周知されていないなって感じるのはなぜなのかなとずっと思っていました。「サンデー5」も見てくださっている方は見てくださっているけれども、テレビ離れが進んでいる中で、なかなか難しい状況もあるのかなと感じていました。

ジョンダナホールも、県庁に近い方は来られるけれども、遠くの方にはなかなか伝わらないのかなとか、受け手の方を考えてという話、さっきも出ましたが、一般の方のインフルエンサーに活躍していただくというのは、どのように見せると伝わるのかとか、どういうことを知りたいのかも分かった上での発信をしてくださる一般の方、県民の方はいらっしゃると思いますので、炎上とかもしないようにしっかりとお話しもされるとのことですし、コメント欄の返信を見ながら、この方はどういう方なんだと確認して協定を結ばれるそうなので、心配はあまりないんだとお聞きしてきたんですけれども、分かるんです、アドバイザーの方にお聞きして分かりやすい広報を出しているのも分かるんですけれども、もう一声していただけるとありがたいなと思っております。

県として発信したい施策や魅力を伝えることはもちろん重要ですが、県民の皆さんが日々の暮らしの中で感じている山形の魅力や他県にはない地域のよさを発信していただくことは、また違った大きな価値があると考えます。そうした発信は県民の愛郷心や地域への誇りの醸成につながるだけではなく、その発信者を応援している方々への山形県の魅力を届けるきっかけにもなります。また、多くの方々の共感を呼び、情報が広く拡散されれば、従来の行政広報では届きにくかった層にも山形県を知っていただく大きな機会となります。

人口減少が進む中で、移住・定住の促進や関係人口の拡大、さらにはふるさと納税の増加、先ほどの寄附などにもつながるかと思っておりますけれども、そこにつなげていくためには、これまで山形県にあまり関心を持っていなかった方々の目にポジティブな山形県の情報が触れる機会を増やしていくことが重要だと考えます。

その際、行政による公式発信に加え、県ゆかりのインフルエンサーや情報発信力のある県民の皆さんによる、言わば「共創型の広報」をチーム山形として進めていくことは大変有効であると考えます。

長年、移住したい都道府県ランキングの上位である長野県が、知事の重点施策として掲げて広報に注力する取組を進めていると、長野県の担当課からお聞きしてまいりました。ぜひ本県においても、吉村知事のリーダーシップの下、県民や民間の力を生かしたチーム山形として、新たな広報戦略について検討していただければ幸いです。

総務部長、ありがとうございました。

最後に、農地・樹園地継承のための取組についてお伺いいたします。

山形県の農業を支えてきた農家の方の高齢化が進む中で、農地や樹園地をどのように次の担い手へ引き継いでいくかが大きな課題となっています。地域では、高齢の農家の方が、もう自分では営農を続けられないと考えたときに、引継ぎ先が見つからない農地の遊休化や、まだ生産可能な樹園地であっても果樹が伐採されてしまう事例も見受けられます。

長年にわたって守られてきた農地や樹園地は、個人の財産であると同時に、山形県の農業を支える地域の財産でもあります。できる限り次世代へ引き継いでいくことが必要です。そのためには、どこにどのような農地や樹園地があるのかを把握し、その情報を次の担い手候補に伝えていくことが重要です。

近年では、AI技術の発展によって、農地や樹園地の情報把握に衛星データを活用できる可能性が高まっています。このような中、県では、今年度から農業DXプロジェクト事業を開始し、農地や樹園地の継承を含む農地利用の効率化に衛星データを活用する取組への支援や技術開発を実施すると伺っています。まず、この事業の狙いや、どのよう

な情報をどのように活用していくのかなど、その概要について農林水産部長にお伺いいたします。

また、特に担い手不足が深刻な果樹について、県では離農希望者の樹園地の情報を次の担い手候補につないでいく樹園地継承データベースの取組を進めていると伺っています。この取組と衛星データを活用した情報把握をどのように組み合わせようとしているのか、併せて農林水産部長に御所見をお伺いいたします。

○五十嵐委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 ただいま御質問いただきました農地・樹園地継承のための取組についてお答えしたいと思います。

農業DXプロジェクト事業は、生産者の減少が進む中で農地を持続的にフル活用していくために、衛星データを活用して見える化した農地や果樹の情報を、離農する農家の農地と新規就農者等とのマッチングや、農地の集約化・団地化に利用するものであります。

令和七年の農林業センサスによれば、基幹的農業従事者数は、これまで年間約一千四百人のペースで減少していたものが、直近五年間では年間約一千八百人のペースと減少幅が拡大しております。また、地域農業の将来像を描く地域計画では、十年後の担い手が決まっていない農地が約三割に上るなど、担い手不足が深刻になっています。

このような中で、農業を持続的に発展させるためには、さらなる新規就農者の確保や既存の農業者の規模拡大が喫緊の課題です。しかしながら、農地をあっせんするに当たり、農地の傾斜や形状などの立地条件や、栽培作物などの利用状況を客観的に把握できておらず、利用希望者に十分な情報を伝えられていないことが、新規就農や規模拡大が円滑に進まない要因の一つともなっております。こうした状況を改善するため、本事業では、衛星データを活用して農地情報を見える化する民間サービスをモデル的に導入し、農地のあっせんや集積・集約化に向けた話合いに利用する市町村を定額で支援し、順次そのほかの市町村にも導入を促していくこととしております。

また、樹園地の継承や団地化においては、土地の状況だけでなく、そこに植えられている果樹の種類や大きさ等の情報も欠かせません。しかしながら、現状では衛星データから果樹の詳細な情報を自動判別する技術が確立されておらず、生産者から聞き取った数少ない情報の活用にとどまっております。こうしたことから、本事業では、モデル地区で収集する果樹の情報をAIに学習させて、衛星データから樹種や大きさ等を自動判別する技術を開発し、広範囲で樹園地の見える化を図り、樹園地の継承等に活用することを目指しております。

さらに、委員からもありましたように、県では、離農農家等の樹園地と新規就農者等をマッチングする樹園地継承データベースの取組を進めております。今後は、これまでデータベースに蓄積してきた離農時期や継承可能な農業用機械の保有状況などに関する情報と、新たに衛星データを活用して見える化した果樹の情報を組み合わせて、掲載情報のさらなる充実を図るなど、農業DXプロジェクトと樹園地継承データベースの取組を一体的に推し進め、樹園地の継承を加速化してまいりたいと考えております。

○五十嵐委員長 橋本委員。

○橋本委員 ありがとうございます。

果樹をブランド化している産地では、収穫量の減少や産地規模の縮小に対する危機感から、樹園地をしっかりと次世代へ継承していきたい、していかなくはならないという声もお聞きしています。その一方で、生産者の高齢化が進む中で、自分ができなくなったら伐採して終わりにするしかないと考えて、相談もせずに行ってしまう方も少なくないとお聞きしていました。しかし、長年にわたり先人たちが育ててきた樹園地は、個人の財産であると同時に、山形県の果樹産業を支える大切な地域の財産であります。

日本農業新聞によれば、本県の農地集積率は全国的に見ても高い水準である一方で、その伸び率は鈍化しているとも指摘されています。だからこそ、今後は一件一件の農地や樹園地の継承を丁寧に積み重ねていくことが重要であると考えます。

今回の衛星データやAIを活用した取組を、先ほど併せて頑張っていかれるとのことでしたけれども、生産者の皆様に、自分の代で終わりではなくて、産地はみんなで守るものなんだと、次の世代につないでいくんだという意識を産地全体として共有したい、共有すべきものだと考えますし、県としても力強い後押しを引き続きよろしく願いいたします。

これからは県民一丸となって、行政はもとより民間や地域の力も積極的に生かしながら、それぞれの立場や考え方を尊重しながら、すり合わせを重ねていくことが重要であると考えます。私たちが暮らす山形県を、持続可能で、より暮らしやすい地域として次の世代へ引き継いでいくために、チーム山形として力を合わせて取り組んでいけるよう、私自身も引き続き学びを深め、現場の声を県政につなぎながら政策提言に努めてまいります。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○五十嵐委員長 橋本彩子委員の質疑質問は終わりました。

この場合、休憩いたします。

午後一時再開いたします。

午後 零時 九分 休 憩

午後 一時 零分 再 開

○五十嵐委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑質問を続行いたします。

梶原宗明委員。

○梶原委員 自由民主党の梶原でございます。

今日の朝、びっくりしました。この防災の質問するときの朝、地震が起こるとは私も思っていませんでした。マグニチュードで六強ということで、やはり情報はテレビが一番早かったかと思います。車で県庁に来るときに、県内には被害がなかったとの防災くらし安心部からの情報がYBCラジオでも流れていました。ほっとする反面、我々山形県はいいんですけれども、他県の状況がちょっと気になるところでございます。そんなことも含みながら、早速質問に移らせていただきます。

まず初めに、迅速かつ細やかな防災対応に向けた平時からの関係機関等との連携について伺いたいと思います。

県では、三月十三日に開催した山形県防災会議において、災害時の対策活動の中核となる広域防災拠点の設置を山形県地域防災計画に明記しました。その機能としては、関係機関と連携調整、救助部隊の指揮、宿営、救援物資の受入れ・集積・配分などが想定されており、この広域防災拠点が設置されれば、災害時、より迅速に細やかな対応が可能になると期待されるところであります。

国や自治体、自衛隊や警察、消防といった関係機関を受け入れる拠点をつくることで、一体となった復旧活動が展開できる体制が強化されるのではと私も考えるところでです。

五月三十一日、私の地元、酒田市の最上川右岸河川敷で開催された「最上川下流・赤川総合水防演習」では、災害対策本部の設置、水防団による水防工法演習、自衛隊・消防・日本赤十字による救助・救護訓練などが行われたほか、全国土木コンクリートブロック協会らによる堤防の応急復旧訓練、ドローンなど最新技術を活用した被害状況の把握・情報伝達の訓練など、各種団体や企業が主体となった訓練も行われたところであります。

この訓練の状況でも分かるように、迅速かつ細やかな災害対応の実現のためには、なるべく多くのマンパワーが必要です。大規模災害が発生した場合は、行政だけで回るはずもありません。やはり民間の力、各種団体や企業、地域住民などの連携、やれることは自らやるという意識づけが必要と考えます。

また、災害時、いざというときの指示や急な連携は大変です。行政機関はもとより、災害協定締結各団体や民間組織、企業など防災に関わる団体との普段からの災害対応体制づくりが重要と考えられます。

そこで、近年、ますます激甚化・頻発化する災害に備え、各種団体や民間企業、地域住民等をいかに巻き込み、より一層、緊密に連携した対応を確保する必要があると考えますが、どのような取組を行っていくのか、防災くらし安心部長に伺います。

○五十嵐委員長 庄司防災くらし安心部長。

○庄司防災くらし安心部長 お答えいたします。

大規模災害時には、人命救助・医療救護・物資供給・インフラ復旧など、多岐にわたる分野の応急対策活動が同時並行で求められますことから、被災した自治体単独での対応は困難であり、政府や他自治体など行政機関はもとより、関係団体や企業、さらには地域住民を含めた多様な主体との連携・協力が不可欠であります。

このため、県では、平時から政府や他都道府県、企業・関係機関等と災害時応援協定の締結を進めております。ちなみに、この応援協定につきましては、企業からの申出によって締結する場合だけでなく、県が企業に働きかけて締結しているものと両方ございますけれども、これら協定の実効性を確保し、併せて地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、毎年度、自衛隊や海上保安庁、警察、消防などのほか、幅広い企業・団体、さらには地域住民の参加による市と合同の総合防災訓練を各地域持ち回りで実施をしております。今年度は新庄市で開催予定であります。訓練の充実に向けて、通信関係事業者と連携したウェブカメラ・ドローン等を活用した被害状況の把握や、環境整備事業関係団体と連携した避難所等のし尿処理等に係る訓練を追加するべく、現在調整を進めております。

さらに、令和六年の能登半島地震において、支援物資の輸送が課題となったほか、災害時応援協定が有効に機能しなかった例もあったことを踏まえ、今年度新たに、被災者に必要な物資等を円滑に届けるための輸送体制の確立に向け、県と応援協定を締結している物流事業者や市町村と連携した物資輸送実動訓練を行うとともに、物資輸送の実行性を高めるためにマニュアルの改定を予定しております。

こうした中、先般、今月十六日でありますけれども、内閣府が災害時応援協定の実効性を高めるための検討会を新たに立ち上げまして、自治体と企業が結ぶ協定に関するガイドラインの策定や、平時から顔の見える関係構築に向け

た協議体、コンソーシアムの構築等について議論を開始したところでございます。こうした議論の動向等も踏まえまして、県としても企業との連携強化にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

加えまして、災害時には自分の命を守る「自助」や地域で助け合う「共助」が極めて重要でありますので、昨年度策定いたしました「地域における防災学習アクションガイド」を活用し、県民に対する防災意識の啓発や自主防災組織の活動の実効性の向上など、県民一人一人が災害時に自ら考え行動できる体制の構築に向けた取組も進めてまいります。

県といたしましては、今後とも政府や他都道府県、市町村、企業・団体及び地域住民など、多様な主体との連携を一層強化し、平時から実行性のある体制づくりを進め、地域における災害対応力の向上に努めてまいります。

○五十嵐委員長 梶原委員。

○梶原委員 今定例会でも、広域防災拠点という質問も議員の皆さんからありました。これは当然必要なだろうと思います。ただ、より細やかなことになると、山形県も大きいですし、地元の皆さんがやはり現場を一番よく知っているとは思いますが、地形で言えば、強いところ、弱いところ、そういったものの情報収集と申しませうか、そして、いざというときにはいろいろな手だてが考えられるわけなんですけれども、そういったことも含めて、私としては、県内最低でも四ブロックぐらいでいろいろな意見交換であるとか、情報収集やっていただきたいと思います。そうすれば、より安心安全な住みよい県になるのではないかと思いますので、その辺の対応方もよろしくお願いできればと思います。

部長、ありがとうございました。

それでは、次に進みます。

次に、定期船「とびしま」の運航に対する県の支援と考え方について伺いたいと思います。

本県唯一の有人離島飛鳥は、酒田港から北西三十九キロ沖合に位置し、約百三十人が住民登録されています。本土との交通手段は、定期船「とびしま」が唯一の公共交通機関です。

貨客船であり、最大で二台の車、そして島民の生活必需品の運搬も担っています。定期船「とびしま」の定期検査が行われる際には、貨物船と、今までですと和幸船舶所有の旅客船「awa line きらら」が傭船され、定期運航を維持しています。冬期は、海が荒れるため一週間以上連続して欠航することも度々で、海上保安庁ヘリにより医薬品等を空輸したこともありました。

総トン数二百五十三トン、定員二百三十名、酒田港と飛鳥勝浦港を一時間十五分で結んでいます。

昨年十二月二十四日から今年一月十四日まで二十二日間連続で荒天により欠航し、また、三月二十六日にはエンジン故障が発生し、現在も修理は完了しておらず、代替船による運航が続いています。

兵庫の和幸船舶「awa line きらら」や、長崎の九州商船「シーエンジェル」、香川の豊島フェリー「アイランドブリーズ」、そして国交省酒田港湾事務所の港湾業務船「みずほ」などの協力で、現在定期航路が運航されている状況です。定期船「とびしま」のほうは、修理と定期検査完了まで九月くらいと見込まれています。全国的に、以前は複数の船で運航されていた航路も、乗客の減少と維持経費の増大で減船を余儀なくされ、代替船の確保も、特に日本海側では大変になっています。

四月七日に全国知事会は、船舶の離島航路を維持するための対策を要請する文書を国土交通省などに提出しています。要請したのは、新潟、三重、香川、島根、長崎、熊本、鹿児島、沖縄の八県の知事や副知事で、原油価格高騰などを受けての船舶用燃料に対する支援、船舶用燃料の安定的な供給の確保、船舶更新に対する支援の拡充、船員確保対策のさらなる充実の四項目を要請しており、特に新潟県の花角知事は、「多くの航路で船舶の更新時期を迎えている一方、船の値段も上がっており、事業者の経営が成り立たない」と強調しております。あわせて、「国の踏み込んだ支援をいただかないと、県や市の体力だけでは支え切れない」と訴えてもおります。

定期船「とびしま」も同じ状況と考えます。県民誰一人取り残さないためにも、本県唯一の離島定期航路維持に対する県の考えをみらい企画創造部長に伺います。

○五十嵐委員長 沖本みらい企画創造部長。

○沖本みらい企画創造部長 定期船「とびしま」の運航に対する県の支援と考え方についてお答えいたします。

本県唯一の有人離島である飛鳥の生活は、本土との交通を担う定期船「とびしま」によって支えられています。委員からも御指摘ございましたけれども、日本海側特有の冬の悪天候の影響等により、この冬には二十二日間連続で欠航するなど、近年は欠航率が増加傾向にあります。加えて、今年三月にはエンジン故障が発生し、現在も代替船による運航が続くなど、島民生活や観光に大きな影響が生じております。

さらに、全国的に見ても、近年の社会情勢を背景とした燃料費や船舶維持管理費の高騰、船舶更新への対応など、離島航路を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。

こうした中、県では、運航主体である酒田市に対して離島航路運営費への支援を行ってきたほか、令和九年度の政

府への施策提案や全国知事会、特定有人国境離島地域関係都道府県協議会を通して、離島航路の維持に対する財政支援の強化や、船舶更新に係る支援制度の拡充について、政府や関係国会議員に対し要望を行ってきたところであります。

また、飛島の「特定有人国境離島地域」への追加指定については、県・酒田市・関係機関が連携し、粘り強く要望してきたところ、現在、国会において追加指定に向けた法改正が審議されているものと承知しております。指定後は、航路運賃の低廉化や物資輸送に係る費用負担の軽減など、地域社会の維持・活性化に向けた様々な施策の活用が可能となることから、飛島の持続的な発展に寄与するものと期待しております。

県といたしましては、離島航路は飛島の地域社会を支える基幹的インフラであるとの認識の下、「特定有人国境離島地域」指定後の支援内容も踏まえながら、運航主体である酒田市や政府と連携し、将来にわたり安定的な離島航路の維持・確保に取り組んでまいります。

○五十嵐委員長 梶原委員。

○梶原委員 今、部長からもありましたように、「特定有人国境離島地域」の指定、我々も非常に期待しておりましたし、県からも積極的に動いていただいていると思います。そして、指定される動きがあるということで、これはいろいろな更新であるとか、そして次の船に対しても、非常に有利な財源も期待できているところがございます。ただ、先ほど申し上げましたように、やはり運航状況は非常に厳しいというのが船主の中では常態化しているところがございます。代替船の確保も非常に大変だということも伺っております。そんな中で、ぜひとも離島航路を運航している県間でのさらなる連携であるとか、必要性の強化がこれからますます重要になると思っております。そういったことも含めて、山形県からも積極的なアプローチ、関与をお願いできればと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

沖本部長、ありがとうございました。

それでは次に移ります。

次に、食料システム法の本県への影響と対応について伺います。

国は今年四月一日から食料システム法を全面的に施行しました。生産者と消費者をつなぐ食品業界全体で「適正な価格で取引し、食料を安定的に供給する仕組み」をつくる法律でございます。近年、生産コストが高騰しているにもかかわらず、古い商習慣などにより価格に転嫁できず、コストを下回る価格での取引を余儀なくされているなどの問題を解決し、日本の農業、食品産業を守ることを目的としています。

食料だけでなく、あらゆる物資の供給には適正な対価が必要と考えます。ほかの産業でもコストの転嫁は当たり前になっています。

しかし、農林水産省の調査によれば、農林漁業者の価格転嫁率は他業種より低く、五四・六%にとどまっています。

食料システム法では、価格交渉に応じることが努力義務となり、値上げなどを提案しやすい環境になります。一方、交渉で欠かせないのがコストの明示です。

そこで、価格変動の根拠として、国が認定した民間団体がコスト指標の作成・公表を行うこととしており、その対象には、米穀、野菜、豆腐、納豆、飲用牛乳の五品目が示されております。

コスト指標の作成対象品目は、価格を上げにくい状況が続いていたり、品質が特に落ちやすいもの選ばれているように思われますし、他方、食料システム法は一定以上の価格を保証するものでもなく、需給バランスと消費者側の理解も必要と考えます。

農業は経営が厳しく、農家は減少の一途です。食料自給率も伸び悩み、食料供給にも影響が大きいことから、法律の実効性が求められていると思います。

そんな中で、四月七日に米穀機構から、生産段階の米のコスト指標として、玄米六十キロ当たり二万五百三十五円と公表されました。指標が出されたのは、米が初めてです。米では、代表的な値の一つ示す方法とし、地域の特性や産地の実情などをさらにコストに換算して活用してもらいたいとしています。そして、これはあくまでも費用を積み上げたもので利益は含まれていません。

食料システム法は、食料安全保障の確保という観点からも大きな意義があると思います。本県農業への影響をどう考えているか、農林水産部長に伺いたいと思います。

○五十嵐委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 それでは、食料システム法についてお答えしたいと思います。

米のコスト指標は全国一律で作成されており、このうち生産段階のコストについては、生産面積が一から三ヘクタールの比較的規模の小さい経営体を対象として、原材料費や農機具費、家族労働費などを積み上げて算出されております。

全国のコスト指標に準じて、本県の生産コストを機械的に試算してみますと、全国平均より玄米六十キロ当たりで三千円程度低く算出されます。生産コストの詳細については、さらなる分析が必要ですが、本県は面積当たりの収量

が全国平均より多いこと、基盤整備が進んでおり、生産性の高い稲作経営が行われていることが要因と考えております。

また、米主産県である本県としては、この全国のコスト指標を参考に、生産者の経営規模や栽培条件を考慮しながら、収益性を分析し、再生産、さらには再投資できる米づくりを推進していくことが重要であると考えております。

一方で、米価は、生産者にとって再生産が可能で、消費者にとって購入しやすい、双方が納得できる適正な価格水準で安定することが重要であります。仮に今回示されたコスト指標に各段階での利潤を加えれば、小売価格は精米五キロ当たり二千八百円を超える金額になると試算されます。食料の持続的な供給を目指す今般の食料システム法改正の趣旨に鑑みれば、政府にはこの価格を消費者に丁寧に説明し、理解が得られるよう取り組んでいただきたいと考えております。

県としましては、生産者の所得向上に向けて、さらなるコスト低減が重要なことから、省力化が期待される直播栽培の面積拡大や、ドローンの活用などスマート農業技術の導入を支援してまいりたいと考えております。あわせて、高温耐性に優れ、収量性の高い水稻新品種「ゆきまんてん」の導入や、より低コストで生産するための大区画化や用水路のパイプライン化等の生産基盤の強化にもしっかりと取り組んでまいります。

また、生産者の所得向上には、付加価値の高い米づくりの推進も不可欠であります。引き続き、つや姫、雪若丸を牽引役に、高品質・良食味米の安定生産に取り組み、県産米のブランド力のさらなる向上に努めてまいりたいと考えております。

○五十嵐委員長 梶原委員。

○梶原委員 部長、ありがとうございます。

今回提示されたこの金額だけが独り歩きしているのかなと、まだ現場サイドでは思っているんです。これをもう少し丁寧に説明する必要があると思います。と申しますのも、生産現場、先ほど部長が申し上げられましたように、山形県の場合はもう少し低コストでできているというところと、それと何といても、これは強制力のない法律でございますので、不正取引であるとか、今までは泣き寝入りしていた価格とか、そういったものを監視するという意味では効果があるんでしょうけれども、この辺は農家の努力も必要だと思います。これは当然、需給バランスで市場は左右されますので、そういったこともきちんと取り組まなければいけないんだよという説明も私は必要だと思っています。きちんと県でこれからいろいろな説明なり何なり情報発信されるんでしょうけれども、この辺を理解していただくように御努力願えればと思います。

それに関連して、本県米生産の状況について伺いたいと思います。

農水省は、先月、二十五年産主食用米の四月末現在の流通状況を公表しました。

四月末までに、集荷業者が卸に引き渡した量は百十八万トン、契約量の半分にも満たない量で、四月単月でも十八万トンで四月としては過去最少、年間需要量に占める在庫量を表す在庫率は前月に続き過去最高。販売苦戦で在庫が膨らんでいる現状です。四月末の在庫は二百四十九万トン。二か月でどのくらいの販売量になるのか気になるところです。

スーパーでは五キロ当たり三千円前後の値段での販売も目立ってきておりますが、需要は上向いていないのが現状です。六月末民間在庫量は、過去に例のない水準になるのではと危惧されています。

また、同時期に、二六年産の水田における都道府県別作付意向も公表されています。主食用米は、一月末時点から二千ヘクタール増の百三十六万三千ヘクタール。平均収量で算定すると、生産量は平年作とすれば七百三十三万トンになる見込みで、二七年六月末の民間在庫は二百四十三万トンから二百七十一万トンと過去に例のない量になります。二年連続で需要量を大きく上回り、需給緩和や価格下落が懸念されています。これでは、食料システム法も絵に描いた餅になってしまうのではないのでしょうか。

農水省が示した需給見通しに当てはめると、生産量が七百三十三万トンとなった場合、今年六月末の在庫量が最大で二百三十四万トンと見込まれております。さらに三十七万トン上回り、二百七十一万トンとなり、適正水準とされる百八十万トンから二百万トンを二年連続で大幅に超過することになります。

主食用米は、この二年で超過傾向に変化しましたが、非主食用米は不足する見通しです。

本県においては、主食用米の作付は若干減少しているものの、ほぼ前年並み、戦略作物の作付は全国と同様にさらに減少傾向にあります。二五年産から六月の営農計画提出後も、戦略作物であれば八月中旬まで用途変更が可能なことから、今後どのような取組、働きかけを進めるのか伺いたいと思います。

また、米の在庫増大による保管施設の問題、そして、生産現場からは備蓄米の買戻しを要請する声も上がっています。

これらに対して、県の対応、どのように進めるのか、併せて農林水産部長に伺いたいと思います。

○五十嵐委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 それでは、本県の米の生産状況についてお答えしたいと思います。

委員からもありましたように、令和七年産米の在庫量が近年で最も高い水準となっていることに加え、令和八年産米についても、一部の道県において、需要を上回る量の主食用米が作付されており、関係者の皆さんからは八年産米の米価の暴落を懸念する声が聞かれております。

こうした中、本県では、政府による米の需給見通しを踏まえ、昨年十二月に県農業再生協議会が決定した「生産の目安」に沿って、需要に応じた作付を進めてきたところであります。令和八年産の主食用米の作付面積は五万五千三百ヘクタールであり、「生産の目安」より二百三十九ヘクタール少なく、昨年の実績に比べても一千八百ヘクタール少ない作付となっております。

需要に応じた米の生産を続けていくためには、非主食用米や大豆・ソバ等の転換作物に誘導する必要があり、作付意欲を高めるインセンティブを付与する政策が不可欠となってまいります。

本県では、今年度から加工用米や飼料用米を作付した場合に交付される産地交付金の単価を高く設定したほか、酒造好適米を主食用米の「生産の目安」の枠外扱いにするなど、非主食用米の作付拡大に向けた取組を進めているところであり、委員御指摘の今後の主食用米から非主食用米への用途変更についても、生産者の意向を踏まえ、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

また、非主食用米の生産につきましては、生産者と実需者の双方がメリットを得られる取組が重要であることから、本県が全国に先駆けて取り組んできた飼料用米を活用した豚肉のブランド化などをはじめ、実需と結びつきを強めた取組をオール山形で展開し、水田のフル活用につなげてまいりたいと考えております。

一方で、これも委員からございました、集荷・流通業者からは、現在の販売状況や在庫水準が続いた場合、令和八年産米を保管するための倉庫が不足するという声や、価格が暴落するといった声をお聞きしております。新たな保管施設の確保や、高い在庫水準になっている中での政府備蓄米の買戻しは、本県のみならず、全国的な課題でありますので、全国知事会とも連携しながら、政府に対して働きかけを強めてまいりたいと考えております。

県としましては、食料供給県として消費者への安定供給の責任を果たすため、引き続き需要に応じた米生産を基本に、持続可能な稲作経営となるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○五十嵐委員長 梶原委員。

○梶原委員 部長、ありがとうございます。

私も部長と意見は同じです。やっぱり、あの米騒動は二度と起こしてはいけなくとも私も思っています。あれを教訓にすれば、ぶれが大き過ぎるものですから、消費者の理解も得られないと思いますし、備蓄米を放出したわけなので、備蓄米を買い戻してもらう手だてではないのかという生産者からの声もあります。この辺は今、答弁にありましたように、知事からもぜひ全国知事会でしっかりと発言していただいて、米生産県は東北が多いので団結して頑張っていたきたいと思います。

そして、何よりも先ほどありましたように、飼料用米とか加工用米、実際まだ不足しています。こういったところも、強いリーダーシップでぜひとも、一番でかい集荷団体は全農ですけれども、その辺とタッグを組んで丁寧に説明すれば、農家サイドも八月まで飼料用米も加工用米も変更可能でございますので、こういった政策をきちんと進めていただければ、先ほどありましたように、生産者も消費者もウィン・ウィンの関係になれるような食料供給基地としての山形県を確立していければと私も思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、次に移ります。

次に、松くい虫への対応と進捗状況について伺いたいと思います。

松くい虫被害による庄内海岸林の再生についてでございますけれども、松くい虫被害の質問は、私自身が三回目になります。他の議員も合わせると七回、八回ぐらいになるのでしょうか。それぐらい松くい虫による松枯れ被害は、日に日に、刻々と拡大しています。

昭和五十四年に初めて確認されてから四十数年になるわけですが、現在の激甚化の状況を考えると、これまでの全量駆除を目的とした「防除」から、森林の「再生」に方針を転換し、マツノザイセンチュウ抵抗性クロマツへの植え替えや、広葉樹林化をいかに効率よく進めていくかにかかっているのではないかと考えます。

高橋部長には、昨年末、国の対策補正予算の獲得でいろいろ頑張られたと伺っていますし、また、県でも、今年三月には知事をトップとした庄内海岸林再生プロジェクト会議を設立し、再生に向けた具体的な検討が進められていると伺っております。六月定例会の補正予算案に庄内海岸林応援基金の設置がありますが、この基金のまくろみといましようか、想定しているお考えを教えてくださいましたので、よろしくお願いします。

○五十嵐委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 それでは、松くい虫への対応と進捗状況についてお答えしたいと思います。

これも委員からございましたように、庄内海岸林の松くい虫による国有林と民有林を合わせた令和七年度の被害量

は、過去最大の約三十二万立米、約六十二万本と激甚化したことから、従来の「防除・全量駆除」から、「再生」に方針を転換して取組を進めているところであります。

また、本年三月二十七日には、吉村知事出席の下、林野庁、国土交通省、鶴岡市、酒田市、遊佐町、地元関係団体や研究機関などで構成する「庄内海岸林再生プロジェクト会議」を設立し、松くい虫被害で荒廃した庄内海岸林の再生に向け、関係者が一体となって次世代に引き継ぐ森づくりを進めていくことを確認したところであります。

さらに、五月八日には、プロジェクト会議の第一回専門部会を開催し、「森林再生部会」と「出羽庄内公益の森づくり部会」の実施体制や運営方法など、今年度の取組内容について協議をしたところであります。現在、専門部会に設置した六つのチームにおいて、個々の課題解決に向けた議論や検討を行っており、順次、具体的な対策を進めていくこととしております。

これら対策に要します県の本年度予算額は、約十一億二千万円となっており、国庫補助事業や、やまがた緑環境税と県単独事業を組み合わせ実施しているところであります。

一方、庄内海岸林の再生に向けたプロジェクトは、十年を超える長期にわたる取組であり、この継続的な取組を支えるためには、林野庁の補助金のもとより、県や市町による財政措置のほか、県内外の企業・団体・個人を含め多くの方からの寄附金を募るなど、多様な財源の確保が必要となってまいります。

このため、庄内海岸林の保全及び再生に係る活動への支援、その活動を支える機運醸成等を目的とした「庄内海岸林応援基金」を設置する条例を今定例会に提出させていただいたところであります。

基金の具体的な活用方法については、プロジェクト会議で検討することとしておりますが、活用例としては、ボランティアによる植樹活動、地域内外のサポーター募集や活動内容についての情報発信、マツノザイセンチュウ抵抗性クロマツや広葉樹の苗木の安定供給に資する取組などを想定しているところであります。

県としましては、これら財源を有効に活用し、林野庁や市町、企業、県民の皆様、さらには県外も含め多くの方の参画を得ながら、庄内海岸林の再生に向けた取組を着実に進めてまいりたいと考えているところであります。

○五十嵐委員長 梶原委員。

○梶原委員 松、まだ止まっていないですね、被害が。さっき部長言われたとおり、長期戦になるのだらうと思います。この砂防林がないと、昭和三十年代まではすごい被害があったと私も伺っております。そんなことで、この庄内海岸林は、長い目で見て、長いスパンですずっと継続して取り組まないと、多分元どおりになるには相当、何十年もかかるのだらうと思います。そういったことから、民間の皆さんもどのような形でというの也有ります。寄附という話もありましたけれども、この辺もきちんと周知していただいて、皆さんから自分のこととして捉えていただければと思います。特効薬はないんでしょうけれども、これから長い取組になることが予想されますので、息切れのないような県の対応、取組も希望を申し上げまして、この質問を終わりたいと思います。

部長、ありがとうございます。

次に、やまがた省エネ健康住宅「やまぼっかの家」の認証基準について伺います。

本県は、夏暑く冬寒い、四季のはっきりした気候で、冬期間の積雪量も多い地域が多く存在し、厳しい気候風土であります。このことから、住宅建築に関しては、全国に先駆け独自の断熱性能と気密性能の基準を定めた認証制度「やまがた省エネ健康住宅」、愛称「やまぼっかの家」を創設しております。

冬期間の厳しい寒さによるヒートショックの危険性も指摘されており、山形県では入浴事故による死者数は、交通事故の四倍以上にも及んでいたというデータもございます。ヒートショックの予防には、寒い時期であっても住宅内の温度を十度以上に保つ必要があるとされています。こうした現状を改善して、夏涼しく冬暖かい、過ごしやすい住宅を普及すべく、高い断熱性能を有した住宅の建築を後押しするためにこの制度が創設されたと伺っております。

しかし、そもそも日本の省エネ基準地域区分は、寒いほうから順に一から八までの八つの区分があり、各地域の特性に応じて、断熱性能に関する外皮性能の基準値が定められております。

本県においては、例えば私の地元酒田市では、合併前の旧酒田市が区分五の地域であり、比較的暖かい地域とされる一方、旧平田町、旧八幡町、旧松山町を含めたそれ以外の市町村は、それよりも寒い区分三と四の地域とされています。

本県独自の認証制度は、こうした県内それぞれの地域区分三、四、五に応じて運用され、着実な成果を上げてきたと思いますが、昨年四月から県内全地域が一律区分四に統一されております。これは「やまぼっかりノベ」として、リフォーム支援事業にも適用されております。

そうしますと、旧酒田市は比較的温暖な区分五であり、認証を得るための水準が高くなることで認証が取得できず、支援事業の補助金がもらえなくなるなどの不利益を被ることになってはいないでしょうか。改めて基準を県内統一した狙いと、基準を統一して一年が経過しておりますが、認証の可否に影響が出ていないか、県土整備部長に伺いたいと思います。

○五十嵐委員長 永尾県土整備部長。

○永尾県土整備部長 やまがた省エネ健康住宅「やまぼっかの家」の認証基準についてお答え申し上げます。

平成三十年度に創設しました「やまがた省エネ健康住宅」は、高い断熱性能や気密性能を有する住宅を県が認証する取組で、令和五年度には愛称を「やまぼっかの家」として普及を図ってまいりました。

制度創設から令和六年度までの認証件数が九百件を超えるなど、一定程度の普及が進んだ一方で、地域により認証件数にばらつきが見られました。「やまぼっかの家」の基準値については、当初、国土交通省が定める省エネ基準地域ごとに定めておりましたが、特に断熱に関する外皮性能の基準値、いわゆるU A値を高く設定していた区分三の地域、これは新庄市ですとか長井市、尾花沢市などでありますけれども、こうした区分三の地域におきまして、認証件数が少ない状況でございました。

また、工務店等からは、地域により基準値が異なっていることから、設計・施工管理が非効率になっているとの声をいただくなど、現場での運用にも課題が生じておりました。

こうしたことから、「やまぼっかの家」が目指す「最も寒い時期の就寝前に暖房を切っても翌朝の室温が十度を下回らない」という性能を確保しつつ、基準値の統一が図れないか検証を行いましたところ、U A値を県内全域で〇・四六に統一しても、この目標をクリアできることが確認できたところでございます。

その結果を踏まえまして、「やまぼっかの家」のさらなる普及を図るために、令和七年度から基準値を区分四の基準であった〇・四六に全県で統一する改正を行ったところでございます。

基準値が統一されました令和七年度の認証件数は、県全体で二百五十五件となっておりまして、令和六年度の二百五十九件と比較して、ほぼ横ばいとなっておりますが、新築住宅着工戸数に占める「やまぼっかの家」の割合で見ますと、令和六年度の一〇・四%に対しまして、令和七年度は一三・二%と増加しております。また、旧区分三の地域におきましては、令和七年度の認証件数は二十一件ございまして、統一前の令和六年度の十一件と比較しますと、約二倍に増えております。

なお、旧酒田市におきましては、基準統一前の令和六年度以前の認証実績を見ましても、統一後の基準であるU A値〇・四六を満たすものが大半でありますことや、令和七年度の認証件数も令和六年度と同数でありますことから、現段階で基準の統一に伴う影響は軽微であると考えております。

県としましては、今後も引き続き工務店との連携を密にし、情報を共有しながら、県民の皆様のニーズをしっかりと把握して、冬は暖かく、夏は涼しい、健康で快適な暮らしを実現する「やまぼっかの家」の普及に努めてまいります。

○五十嵐委員長 梶原委員。

○梶原委員 「やまぼっかの家」、一番の肝は断熱材の価格が異常なほど高騰しているということです。断熱材自体も思うように入ってこないという声も今定例会でもいろいろ話題になっていましたし、これは実際のところだと思います。高騰したために少し減らしたいということで、私の知っている限りでは、「断熱材の補助金をもらおうか、断熱材を少し落とそうか」と悩んだ方もいたやに伺っておりますし、「補助金諦めて、少し断熱材減らす」という方もいらっしゃいました。

これ、実は全国見てみますと、ほとんどの県は地域性を重視しながらやっています。統一しているところは何県か定かではないのですが、「やっぱり山形県が一番厳しいのかな」という声もあります。部長からもありましたように、こういったことをもう少し丁寧に工務店に説明していただければありがたいですし、「やまぼっかの家」を否定するわけではございませんけれども、きめ細かな説明と申しましょうか、そういったものも必要かと思いましたので、質問をさせていただいた次第でございまして、ぜひ再考いただければと思いますので、よろしくお願いします。

部長、ありがとうございます。

それでは次に、寒冷地手当についてでございます。

寒冷地手当は、冬期間に増加する暖房用燃料費等の生計費に着目し、気温と積雪の状況を考慮し指定された地域に勤務する職員に対する手当として創設されたものと伺っております。

庄内地域については、平成十六年の寒冷地手当の見直しにおいて、条件を満たさなくなったことから、対象地域から外れたものと承知しております。

こうした経緯を経て、現在も県内においては庄内地域が寒冷地手当の支給対象とされておりません。暖房費の負担は内陸と庄内とで大きな差はなく、また、内陸よりも雪の多い年、地域もあると感じられることを踏まえれば、庄内地域にも寒冷地手当が支給されるべきではないかと思えます。

同じ県内であっても、手当の有無によって処遇に差が生じることにより、地域間の不公平感が強まることを懸念しております。

こうした不公平感の是正に向け、国準拠にとらわれない人事委員会勧告を実施すべきと考えますが、人事委員会と

しての今後の対応をどうお考えか、人事委員会事務局長に伺いたいと思います。

○五十嵐委員長 金丸人事委員会事務局長。

○金丸人事委員会事務局長 お答え申し上げます。

職員の給与につきましては、地方公務員法に定められた「均衡の原則」に基づき、国や他の地方公共団体の職員、民間事業従事者の給与等の事情を考慮し決定されるものであります。

また、寒冷地手当につきましては、北海道と気象条件が同程度と認められる地域に勤務する職員に対して支給するものであります。具体的に申し上げます、最も寒い月の平均気温が零度以下、かつ最深積雪が十五センチ以上、または最深積雪が八十センチ以上の基準を満たす市町村が対象となっております。国におきましては、十年ごとの最新の気象データを用いて支給地域の見直しを行っており、直近では令和六年度に見直しを実施されるとともに、非支給地であっても気象条件から個別に支給対象となる指定公署について、職員の居住地要件が廃止されたところでございます。

本県では、寒冷地手当の制度趣旨やこれまでの改正経緯と照らし合わせながら、民間給与実態調査の結果や、国、他県等との均衡など地方公務員法の趣旨を総合的に勘案し、支給地域に係る気象条件を含め、国に準じた制度とすることが適当としていただいております。

人事委員会といたしましては、職員の適切な処遇は、公務における優秀な人材の確保の観点からも重要であると認識しており、引き続き任命権者や職員からの御意見等をお聴きしていくとともに、人事院勧告の内容や他県の給与勧告の検討状況等を踏まえながら、寒冷地手当を含めた諸手当の在り方について、調査、研究を行ってまいりたいと考えております。

○五十嵐委員長 梶原委員。

○梶原委員 「やまぼっかの家」の基準と寒冷地手当は、矛盾しているのではないかとということも、少し庁舎内で詰めていただければありがたいと思います。あるときは統一で、あるときは別々だというのは、私としては変な制度だなと思うところでございます。そんなところもお含みおきいただければありがたいと思います。

局長、ありがとうございました。

それでは、最後の質問になります。

小中総務部長におかれましては、中央官庁では七月は人事の季節と伺っております。人事ですからまだ分かりませんが、財務省に復帰されるのではと思われます。三年間、山形県のために御尽力いただき、改めて感謝する次第でございます。

小中部長は、県内のスキー場を全て制覇され、そして、おいしい山形県も十二分に満喫されたことだろうと思っております。私も、小中部長とは着任以来、環境エネルギー部長、みらい企画創造部長、総務部長として、同じ常任委員会で大変お世話になりました。ありがとうございました。

山形県にいらして感じたこと、そして今後、山形県に期待されること、併せて忌憚のない御意見を感想も含めて御助言をいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○五十嵐委員長 小中総務部長。

○小中総務部長 異動の便りにつきましては、まだ私には正式に届いておりませんが、慣例に従いましてお答え申し上げます。

まず、先ほど委員から御紹介ありましたように、私は令和五年七月から本県に着任させていただきました。会計年度で見ますと、四年間在籍させていただきましたが、うち三年間、同じ常任委員会で議論をさせていただきました。お酒もたくさん飲み交わさせていただいた梶原委員から、このような御質問をいただき、大変ありがとうございます。

山形県の魅力は、質の高い、言わば本物を堪能できる県ということだと思います。この本物というものは、ソバや日本酒、フルーツなどの飲食物から、スキーや登山などのアクティビティーまで多種あると思いますが、私にとりましてはやはり委員から御紹介いただきましたスキーでございました。

私は、山形県でスキーを始めましたので、最初の冬には蔵王ライザワールドや黒伏高原スノーパークジャングル・ジャングルでミスをして、リフトを止めてしまうほどの技能でございました。その際、スキー場の係員の方から優しく助けていただきまして、有益なアドバイスも多々いただきました。山形県は、県庁職員や県議会議員の方々に加えまして、スキー場の係員も優しい県民ばかりだと実感いたしました。二回目、三回目のシーズンには徐々に上達いたしまして、酒田市松山スキー場ですとか、手ノ子スキー場のシュレップリフトですとか、道照寺平ですとか、八森山スキー場のＴバーリフトも使いこなせるようになりました。結果、ほぼゼロの技能から三年間上達いたしまして、県内の全スキー場を制覇することができました。

やはり、山形県の誇るこの本物の質を堪能するためには、何度も何度も訪れていただけて楽しんでもいただくことが重要であることを実感いたしました。それは、スキーもそうでございますけれども、そばや日本酒、フルーツなども

同じだと思います。その意味で、県が取り組んでいる関係人口・交流人口の拡大の取組は重要だと考えております。私も東京に戻ってからも、公私ともに山形県の魅力を広めてまいりたいと思います。

次に、勤務面も申し上げますと、山形県庁での勤務は、霞が関でしか勤務したことのない私にとりまして、初めての県庁での勤務でございました。県庁の職員の方々は優秀なことはもちろんですが、上司、同僚、部下問わず、自由闊達に議論して、ミスをもお互いに率直に指摘し合える関係を築いていることが大変すばらしいと思いました。山形県での勤務は、地方の実情を知る上で大変勉強になりました。中央省庁に帰任した際にも、常に山形県で勉強しました実情や、その未来を見詰めながら、政策立案や制度設計などに従事してまいりたいと考えてございます。

最後になりますが、県議会議員の先生方には大変お世話になりました。改めて感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

○五十嵐委員長 梶原委員。

○梶原委員 小中部長、ありがとうございました。

部長、愛知県出身ですね。そして、一部同僚議員の中でも、小中部長のふるさとを山形県にしようという集まりもございまして、この前、私も同席させていただきました。霞が関にお帰りになられても、山形県のことは忘れないように、一応援団として、予算も含めて応援いただければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

○五十嵐委員長 梶原宗明委員の質疑質問は終わりました。

本日はこの程度にとどめ、明日午前十時委員会を開会し、質疑質問を続行いたします。

本日はこれをもって閉会いたします。

午後 二時 一分 閉 会